

# 第二次清瀬市 環境基本計画

平成28年



清瀬市



## 「第二次清瀬市環境基本計画」の策定にあたって



清瀬市には、武蔵野の面影を残す雑木林や柳瀬川といった豊かな自然が残っており、この貴重な財産を次世代に引き継ぐことが、現在に生きる私たちに与えられた義務だと考えています。

本市では、平成19年に環境基本条例に基づく「清瀬市環境基本計画」を策定し、これまで環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、「エネルギー問題」や「災害に対する安全・安心」への関心が高まり、再生可能エネルギーの積極的な導入によるエネルギーの有効利用や安全で安心なまちづくりが求められています。さらに、近年では、気候変動に伴う異常気象や生物多様性の保全なども課題となっています。これらは、本市においても同様であり、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、一致団結して取り組んでいかなければなりません。

このような背景のもと、新たな環境問題に対応し、良好な環境を次世代に引き継いでいくため、「第二次清瀬市環境基本計画」を策定しました。

今後とも、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をまちづくりの基本理念とし、市民、事業者のみなさまと共に、豊かな自然と調和した住みやすく活気のあるまちづくりに取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました清瀬市環境審議会委員のみなさまはもとより、貴重なご意見をお寄せいただいた市民や事業者のみなさまに深く感謝を申し上げます。

平成28年3月

清瀬市長 渋谷 金太郎

# 目次

<b>第1章 計画の改定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画改定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の役割・期間	5
4 計画の対象範囲	5
5 計画の対象地域	5
<b>第2章 現況と課題</b>	<b>6</b>
1 清瀬市の概要	6
(1) 位置・地形	6
(2) 気象	6
(3) 人口・世帯数	7
2 生活環境の現況と課題	8
(1) 公害関連	8
(2) 化学物質	16
(3) 廃棄物	18
(4) 地球温暖化・エネルギー	20
(5) 下水道	23
3 自然環境の現況と課題	24
(1) 水辺の環境(柳瀬川・空堀川)	24
(2) 緑地・雑木林等	26
4 都市環境の現況と課題	28
(1) 土地の利用	28
(2) 都市景観と自然景観	30
(3) 交通環境	31
(4) 公園	33
(5) 防災	34
5 環境学習	35

### 第3章 環境の目標 37

---

- 1 環境の目標…………… 37
- 2 望ましい環境像への施策の体系図…………… 39

### 第4章 環境の施策 40

---

- 1 基本的施策…………… 40
  - (1) 地球温暖化・エネルギー対策…………… 40
  - (2) スマートシティ(低炭素なまちづくり)の推進…………… 43
  - (3) 廃棄物の発生抑制と減量化…………… 45
  - (4) リサイクルの推進…………… 47
  - (5) 廃棄物適正処理対策…………… 48
  - (6) 自然環境の保全・活用…………… 49
  - (7) 生物多様性の保全…………… 52
  - (8) 土地の効果的利用…………… 54
  - (9) 公害防止対策…………… 57
  - (10) 化学物質による汚染防止対策…………… 60
  - (11) 雨水等の対策…………… 62
  - (12) 美しいまちの創造…………… 64
  - (13) 道路・交通対策…………… 66
  - (14) 防災環境の整備…………… 68
  - (15) 環境教育・環境学習の推進…………… 71
  - (16) 環境情報の発信・共有…………… 73
  - (17) パートナーシップの構築…………… 75

### 第5章 計画推進体制の確立 77

---

- 1 計画推進のための協働…………… 77
- 2 計画の推進体制…………… 78
- 3 計画の進行管理…………… 79
  - (1) 進行管理…………… 79
  - (2) 実施・運用、点検・評価、見直し…………… 79
- 4 国や東京都、近隣市町村との連携・協働…………… 80



## 第1章 計画の改定にあたって

### 1 計画改定の背景・目的

本市では、平成19年に「清瀬市環境基本計画」を策定し、地域の環境保全に向けて様々な施策を推進してきましたが、計画期間が平成27年度をもって終了することから、これまでの計画の進捗状況を踏まえるとともに、「清瀬市環境基本計画」策定以降の以下の社会状況の変化を反映させるため、計画の見直しを行います。

#### ■東日本大震災の発生

近年増加している大雨や猛暑の背景には地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、大型台風の増加などによる自然災害の多発などが予想されています。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、地震と津波に加え、原子力発電所の事故により、広域にわたって大規模な被害が発生しました。

30年以内に、首都直下型地震等の巨大地震の発生も懸念される中、様々な分野で安全・安心を守る取り組みの重要性が高まっています。特に、災害発生直後は行政等による公助の支援が困難であり、避難行動要支援者への支援も必要となることから、近所や地域コミュニティで助け合う「共助」の強化や仕組みづくりが重要な課題となっています。

#### ■東日本大震災以降の温暖化・エネルギー政策

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によりエネルギーを巡る環境の大きな変化に直面したことから、地球温暖化対策、エネルギー政策及び原子力政策について議論が続けられ、平成26年4月には、エネルギー政策の基本的な方向性を示した「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。

平成27年7月には、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス削減に向けた約束草案が決定され、排出削減・吸収量の確保により、「2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）」とするとされました。約束草案の中では、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合について、2030年度に22～24%程度（2013年度時点で2.2%）とすることが前提とされ、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、これまで以上に省エネルギーに取り組むとともに、大幅な再生可能エネルギーの導入が求められています。

#### ■生物多様性の保全に係る動向

国では、三次にわたる「生物多様性国家戦略」により、生物多様性保全のための方針を示してきました。平成20年6月には「生物多様性基本法」が制定され、同法に基づ

き平成 22 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2010」が策定されました。

また、同年 10 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋市で開催されました。この会議では、「2050 年までに自然と共存する社会の創造を目指しながら、2020 年までに生物多様性の意味と価値を全ての人が理解し、社会の常識となり、生物多様性の損失を止め、回復力のある生態系を確保する」という「愛知目標」が定められ、遺伝資源の取得の機会と利益配分に関する「名古屋議定書」が採択されました。

平成 24 年 9 月には、愛知目標達成に向けたロードマップとして、2020 年度（平成 32 年度）までに重点的に取り組むべき「5 つの基本戦略」を示した「生物多様性国家戦略 2012－2020」が策定され、取り組みが進められています。

生物多様性の保全に関する地方自治体の取り組みとして、「生物多様性基本法」では、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）の策定が求められています。

## ■国の環境基本計画

国の環境施策の大綱となる環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民など多様な主体に期待する役割についても示しています。

平成 24 年 4 月に策定された「第四次環境基本計画」では、環境行政の目標である持続可能な社会を、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保している社会としています。

## ■東京都長期ビジョン

東京都は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎えると同時に、急速に進行する少子高齢化や人口減少社会の到来、首都直下地震の脅威、激化する国際競争、大量のエネルギー消費による環境への影響など、多くの重要課題に直面していることから、これに対応するため平成 26 年 12 月に「東京都長期ビジョン」を策定しました。

「東京都長期ビジョン」では、オリンピック・パラリンピックの開催を起爆剤に「世界一の都市・東京」の実現を目指して、新たなランドデザインを描き、都市の改造を進めていくとともに、将来にわたる東京の持続的発展を実現するため、都政運営の新たな指針が示されています。

## 2 計画の位置付け

### ■計画の目的・役割

本計画は、「環境基本法」に定める地方公共団体の責務（第7条）及び地方公共団体の施策（第36条）の規定に沿うものです。

「清瀬市環境基本条例」（第7条）を根拠とし、清瀬市の自然環境保全や公害防止への対応はもとより、市や市民、事業者の環境負荷の少ない日常及び事業活動のあり方を示す計画であり、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

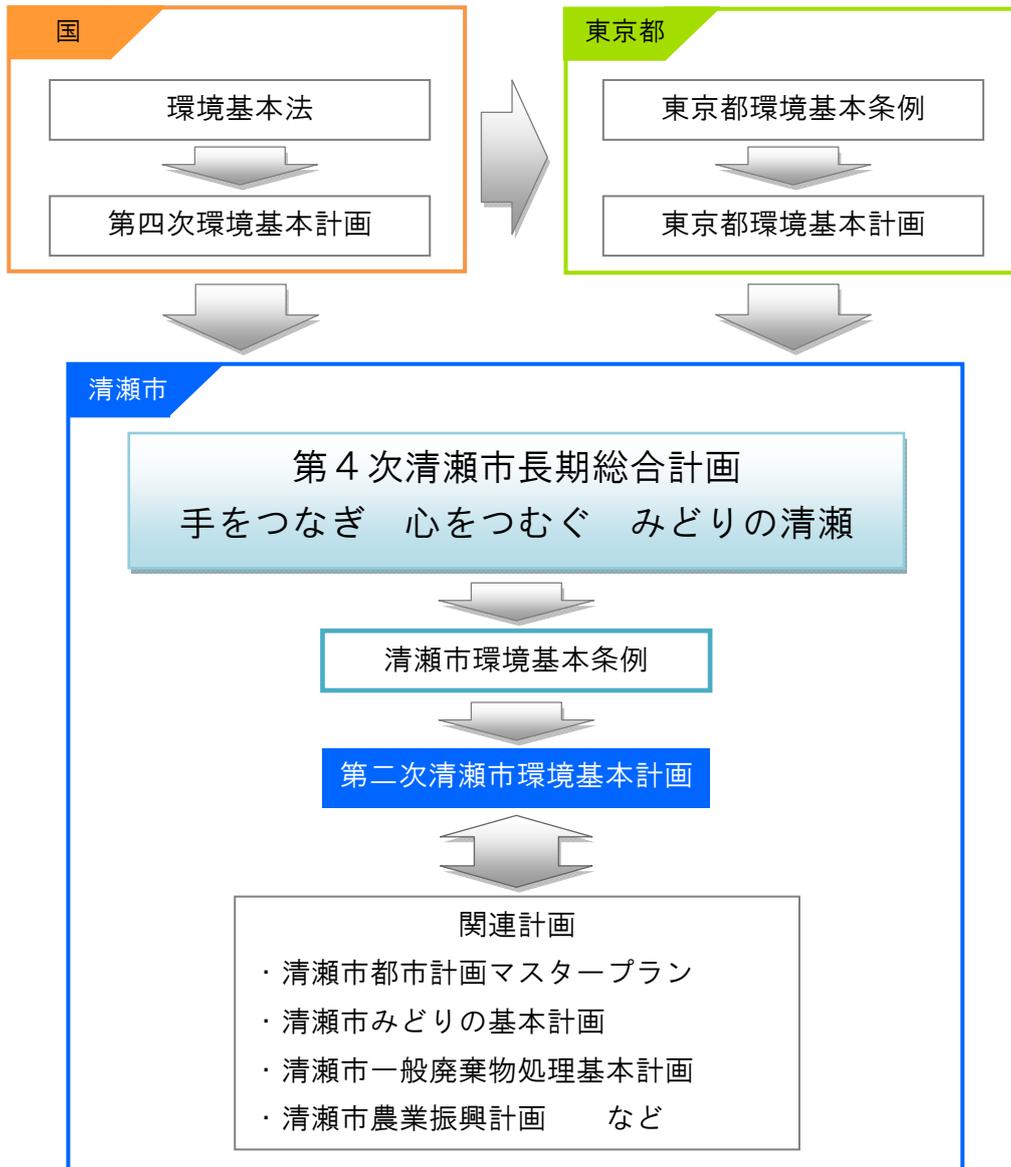
#### 清瀬市環境基本条例の基本理念（条例第3条）

- （1）環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行うものとする。
- （2）環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを目指して、すべてのものが協働することによって行うものとする。
- （3）環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進するものとする。

### ■計画の位置付け

本計画は、市の最も重要な計画でありまちづくりの羅針盤となる「第4次清瀬市長期総合計画」を環境面から総合的かつ計画的に推進する計画であり、市の環境政策の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。

本計画に基づき、市や市民、事業者の協働によって施策を推進することで、良好な環境を保全、創造するとともに、本市のまちづくりの基本理念である「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」及び将来像の一つである「豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち」の実現を目指します。



第二次清瀬市環境基本計画の位置付け

### 3 計画の役割・期間

#### ■計画の役割

この計画は、清瀬市環境基本条例に基づく理念を具体的な内容として示すものであり、また、清瀬市における様々な事業や活動における環境影響への視点で示し、果たす役割は、次のとおりです。

- (1) 清瀬市の現状を踏まえ、環境負荷の少ない地域社会づくりの実現に向けて、市が取り組むべき環境保全の具体的な方向性を示します。
- (2) 市、市民、事業者の環境保全に係わる役割を明確にし、それぞれが行うべき取り組みの方向性を示します。
- (3) 望ましい環境像の実現に向けて取り組みます。

#### ■計画期間

この計画の目標年次は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても、今後の環境や社会情勢の変化や上位計画の改定等に対する必要が生じた場合には、市民・事業者の意見及び清瀬市環境審議会の意見を参考に、必要に応じて見直しを行います。

～H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38～
清瀬市環境基本計画 (H18～27)	第二次清瀬市環境基本計画 (H28～37)										次期環境 基本計画

計画期間

### 4 計画の対象範囲

この計画で取り扱う環境の範囲は、以下のとおりです。

- (1) 大気、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質、廃棄物などの都市・生活
- (2) 緑（農地、公園など）、河川、生物多様性、自然景観などの自然・文化
- (3) 地球温暖化、エネルギーなどの地球環境

### 5 計画の対象地域

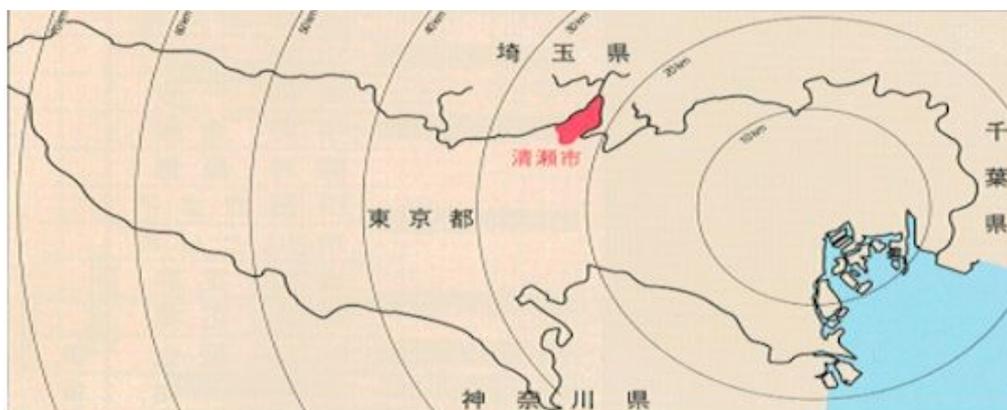
この計画の対象地域は、清瀬市全域とします。ただし、市域を超えた広域的な対応が必要な場合は、都や周辺の市町村と連携しながら施策の推進を図っていきます。

## 第2章 現況と課題

### 1 清瀬市の概要

#### (1) 位置・地形

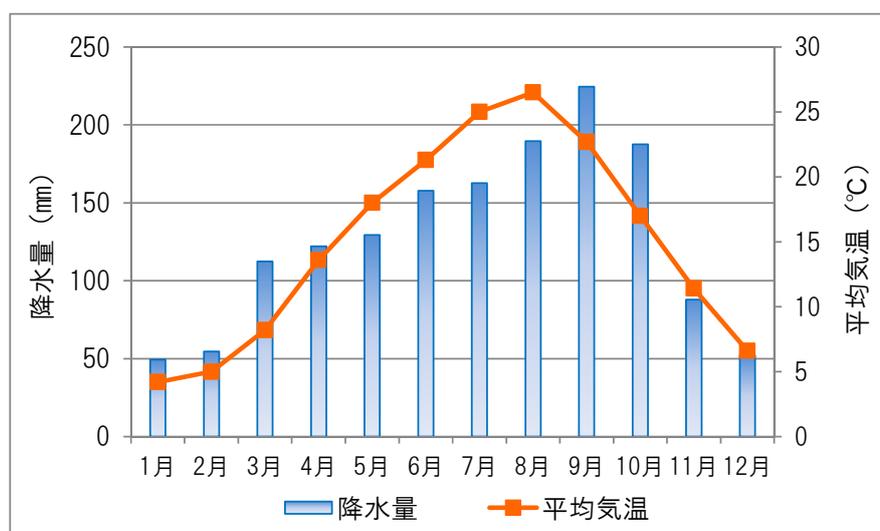
清瀬市は、東京都心から 20～25km の距離にあり、武蔵野台地の北端に位置し東西 5.09km、南北 4.63km で、面積は 1,023ha です。また、市の東側は埼玉県新座市、西は東村山市、南は東久留米市、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接しています。



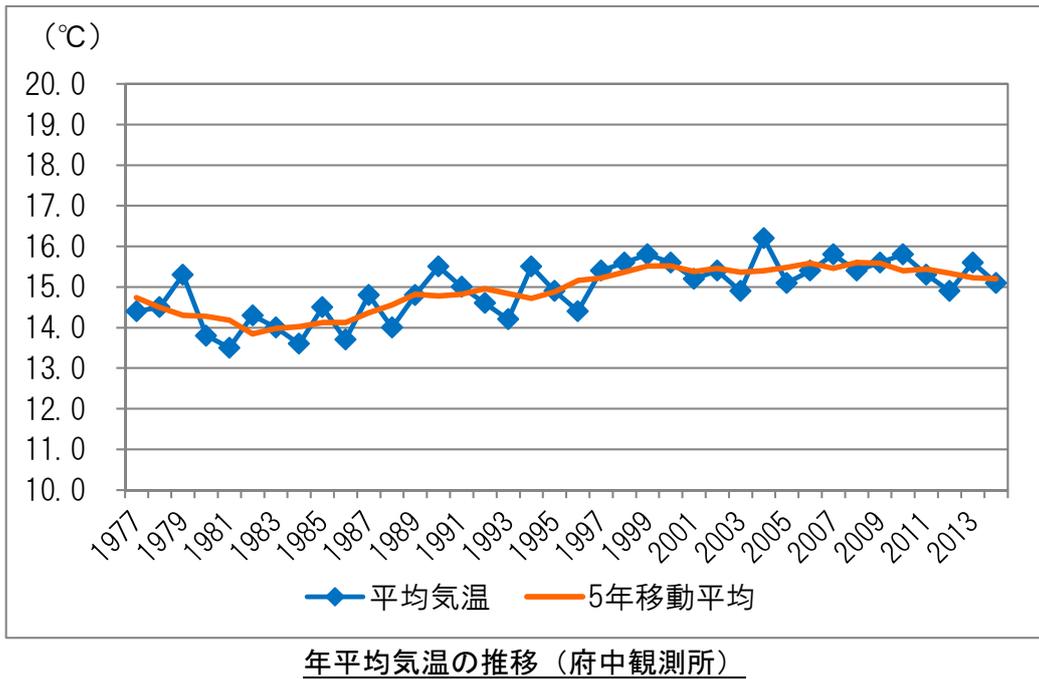
清瀬市の位置

#### (2) 気象

年平均気温 (1981～2010 年) は 15.0℃、平均年間降水量は 1,529.7mm となっており、平均気温の推移では、ゆるやかな上昇がみられます。



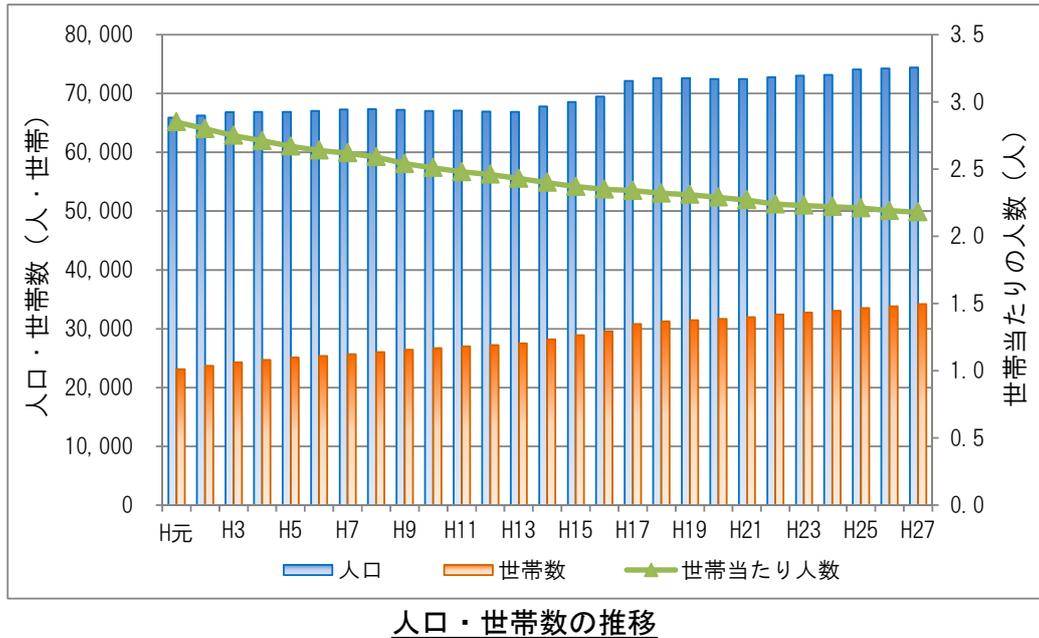
気温・降水量の月別平年値 (1981～2010 年) (府中観測所)



**(3) 人口・世帯数**

清瀬市の人口は、近年は微増の状況となっており、平成27年1月1日現在で74,374人となっています。

世帯数については増加していますが、世帯当たりの人数は平成元年の2.85人から平成27年には2.18人と年々減少しており、核家族化の進行が見られます。



## 2 生活環境の現況と課題

### (1) 公害関連

#### ① 大気汚染

##### 【現況】

##### ■都および独自調査による監視

東京都は、都内 47 局（区部 28 局、多摩部 19 局）に一般環境大気測定局を設置し常時監視を行っています。市では、小金井街道、志木街道、ケヤキ通りで、毎年自動車排出ガスによる大気汚染調査を実施しています。

##### ■一般大気汚染物質の測定結果

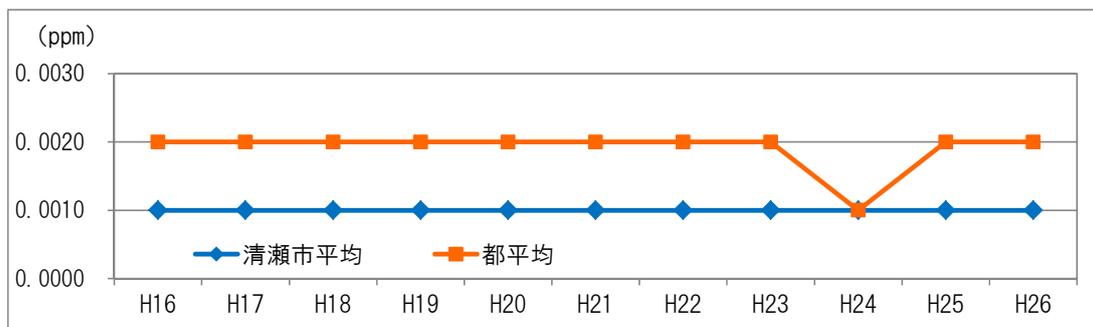
平成 26 年度の環境基準の達成状況をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は達成していますが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）については達成していません。

##### 【課題】

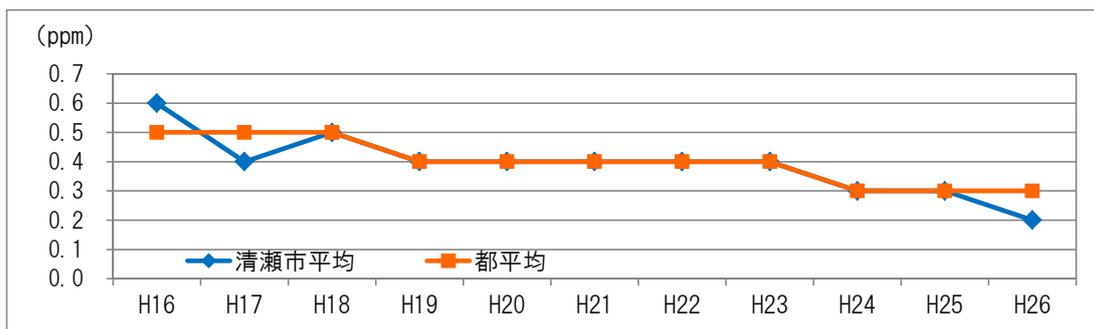
##### ■環境基準の維持と環境基準の達成

環境基準を達成している二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、今後とも維持する必要があります。

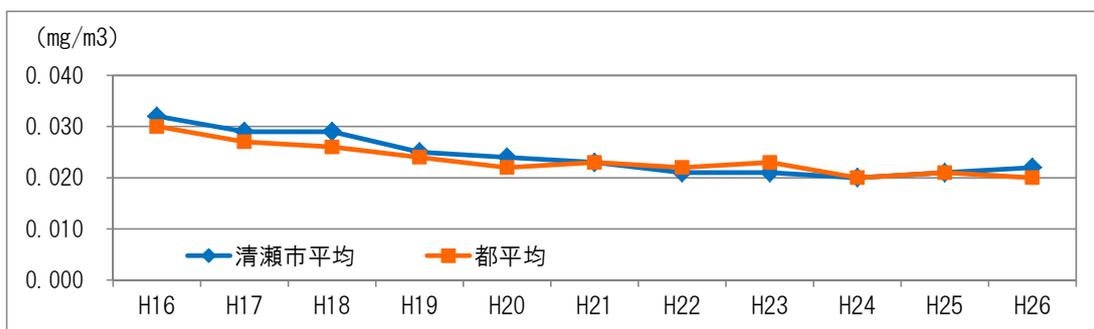
光化学オキシダントは、全国的に見ても環境基準値以下である測定局は非常に少なく、本市での測定値も直ちに健康上問題となるレベルではないと考えられますが、光化学オキシダントの原因となる窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物などの大気汚染物質のさらなる削減について、国や都と連携して取り組んでいく必要があります。また、近年、浮遊粒子状物質よりさらに小さい微小粒子状物質（PM2.5）が問題化しており、国や都と連携しながら、市民に対して情報提供をするなど、適切な対応をしていく必要があります。



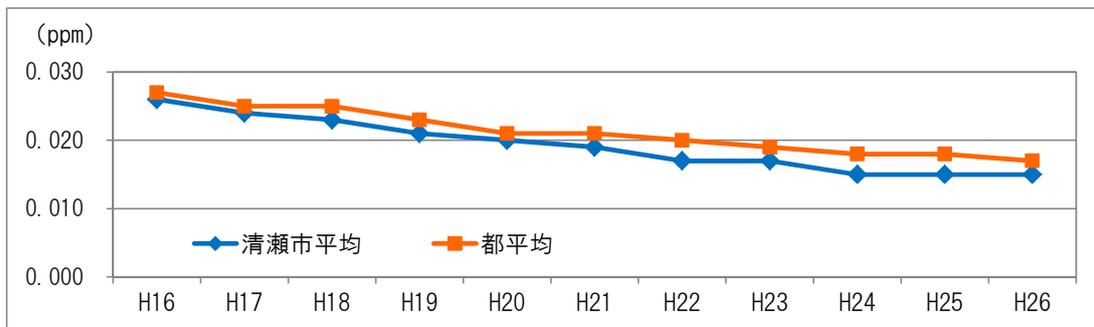
二酸化硫黄の年平均濃度



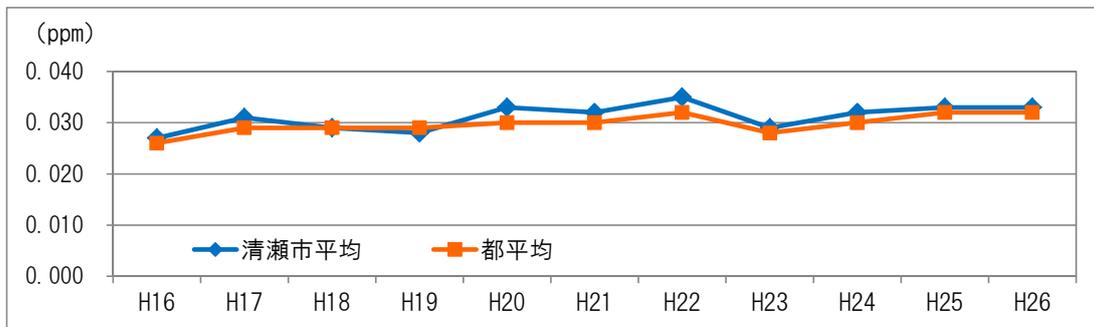
一酸化炭素の年平均濃度



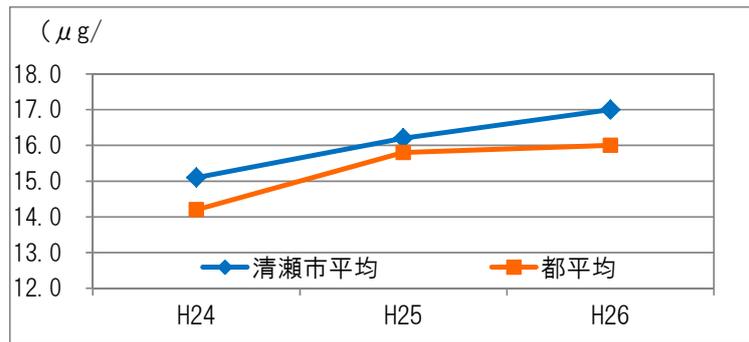
浮遊粒子状物質の年平均濃度



二酸化窒素の年平均濃度



光化学オキシダントの年平均濃度



微小粒子状物質 (PM2.5) ※の年平均濃度

【資料】清瀬市「環境調査の概要 (平成 26 年度)」

※平成 21 年 9 月に PM2.5 の環境基準が設定されたことから、都では順次 PM2.5 の常時監視体制の拡充を進めています。全国での環境基準達成状況は、平成 25 年度で 16.1% (一般局 492 局のうち 79 局) となっています。

## ② 水質汚濁

### 【現況】

#### ■河川水質調査

市内には、柳瀬川、空堀川があります。これらの河川の水質を監視するため、毎年、毎月 1 回水質調査を実施しています。

さらに、空堀川については、平成 5 年に空堀川流域 4 市 (武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市) で空堀川水質浄化対策会 (現空堀川水環境確保対策会) を結成し、継続的に調査を実施しています。また、親と子の環境教室の開催等による河川浄化の普及啓発活動や河川浄化に向けて関係機関への要請活動等も実施しています。

#### ■生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準達成状況

平成 26 年度の調査結果では、有機性汚濁の代表的な指標である BOD (生物化学的酸素要求量) の平均値は、柳瀬川が 0.8mg/L、空堀川が 0.7mg/L となっており、両水域とも環境基準を達成しています。

### 【課題】

#### ■環境基準の維持と環境基準の達成

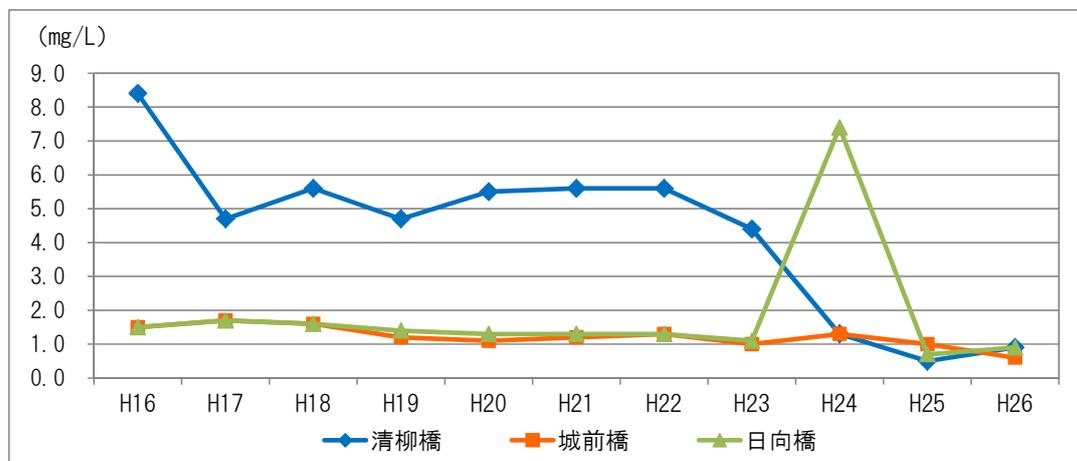
柳瀬川と空堀川については、環境基準を達成しているため、今後とも維持する必要があります。また、河川改修等の際には、周辺の環境を配慮する必要があります。地下水については、水質保全とあわせて、その原因となる土壌汚染の監視が必要で

す。

### ■河川の流量確保

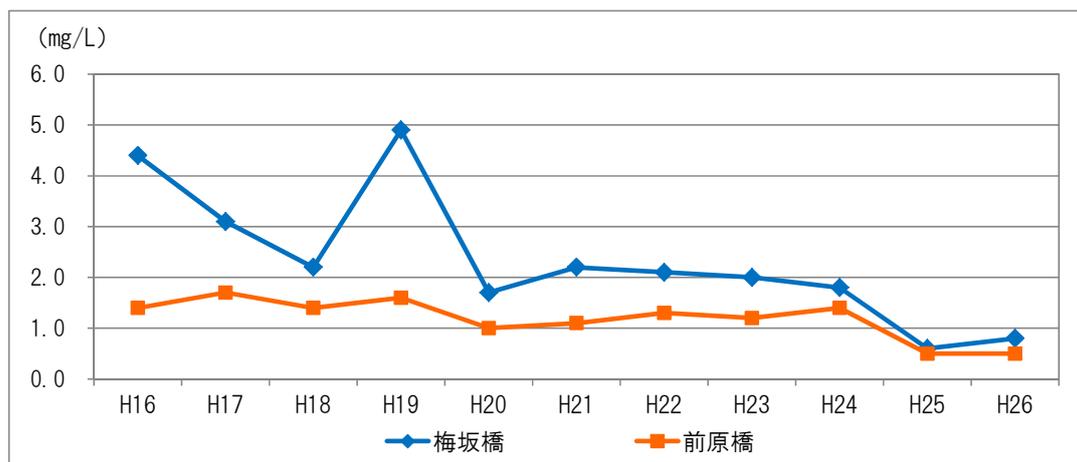
空堀川の流量は、下水道の整備に伴い流域各市の水洗化が進んだことなどから、ここ数年かなり減少してきています。下水道が普及することで水質汚濁は改善されつつも、流量は減少し続けることも考えられるため、河川維持用水の確保が大きな課題となっています。

### 生物化学酸素要求量（BOD）



河川水質の経年変化（柳瀬川）

### 生物化学酸素要求量（BOD）



河川水質の経年変化（空堀川）

【資料】清瀬市「環境調査の概要（平成26年度）」

### ③ 騒音・振動

#### 【現況】

##### ■主要幹線道路における測定

市では、志木街道、病院街通り、新小金井街道の3か所において、24時間調査を毎年実施しています。

また、自動車騒音については、騒音規制法に基づく常時監視が平成24年度から市の法定受託事務となったことに伴い、毎年度主要幹線道路の自動車騒音の測定を行い、道路端から50mの範囲にある住居等について環境基準の達成状況を評価しています。

##### ■道路交通騒音

道路交通騒音に関する平成26年度調査を見ると、昼間・夜間の要請限度\*は全ての地点で満たしています。

##### ■道路交通振動

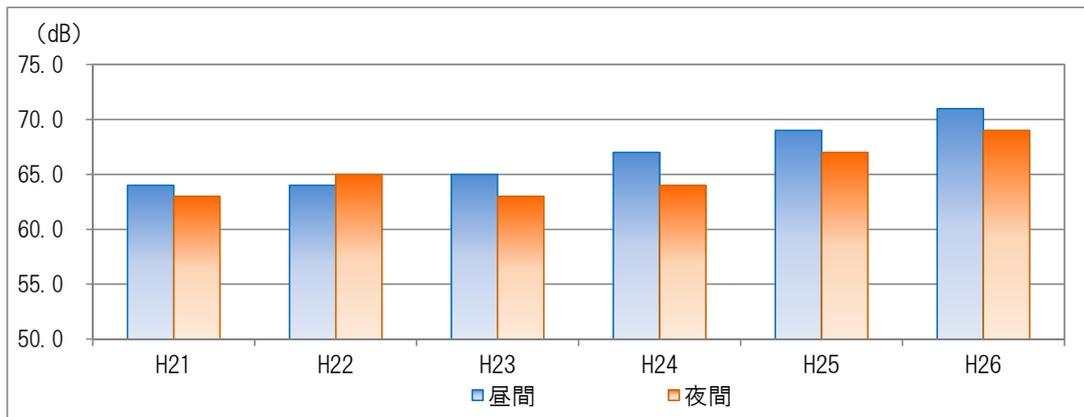
道路交通振動に関する平成26年度調査を見ると、要請限度\*は全ての時間帯及び地点で満たしています。

※道路交通に伴う騒音・振動には、騒音規制法、振動規制法に基づき、それぞれ「自動車騒音に係る要請限度」、「道路交通振動に係る要請限度」が設けられています。市町村長は、要請限度を超えることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

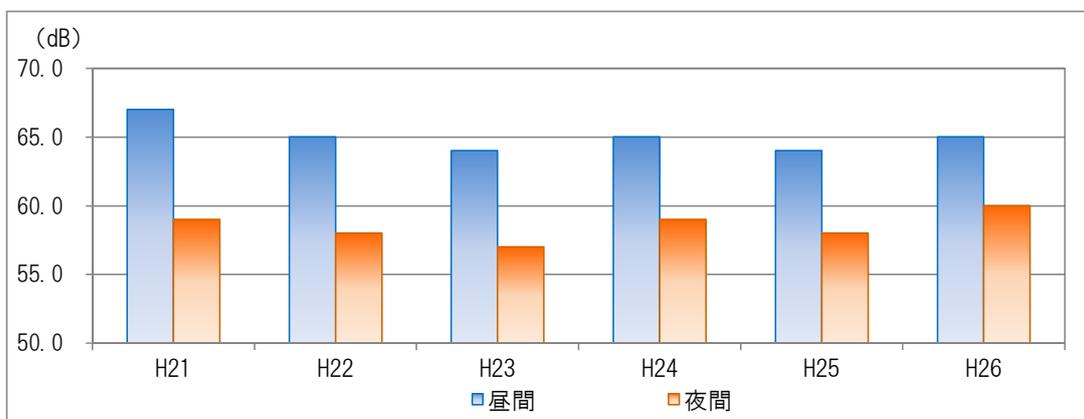
#### 【課題】

##### ■道路交通騒音の低減

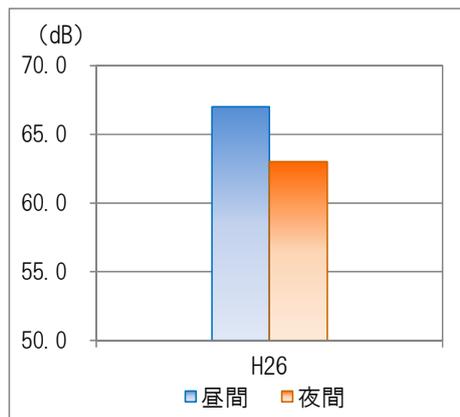
平成26年度の調査では、全測定地点で要請限度の値を下回っていましたが、一部の路線については、環境基準を超過することがあるため、今後も引き続き調査を継続しながら、幹線道路や住宅地における騒音の低減を図るとともに、必要に応じて道路の改良等について国や都に働き掛けていく必要があります。



主要道路騒音の経年変化（志木街道）



主要道路騒音の経年変化（病院街通り）



主要道路騒音の経年変化（新小金井街道\*）

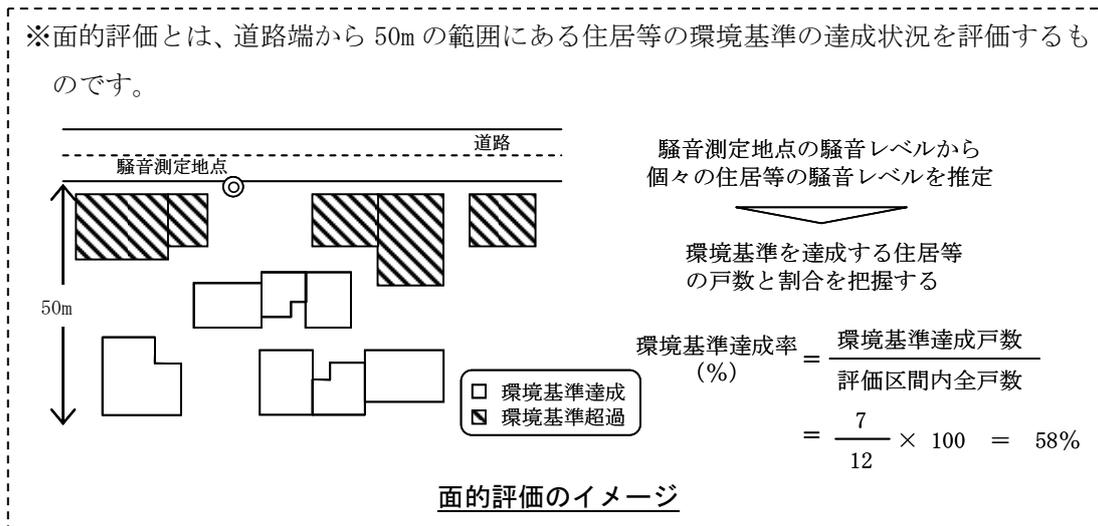
※平成 26 年度より測定開始

【資料】清瀬市「環境調査の概要（平成 26 年度）」

### 常時監視による面的評価\*の結果（平成 26 年度）

対象路線	達成率(%)	
	昼間	夜間
小金井街道	99.5	84.3
志木街道	99.3	99.1

※昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時



#### ④ 生活型公害・苦情等

##### 【現況】

##### ■ 苦情数

苦情受付を現象別に見ると、ばい煙の苦情件数がここ数年上位を占めています。ばい煙苦情は一般家庭でのごみの焼却や農作業、建物解体現場などでの野焼きによるものがほとんどです。

騒音苦情の原因では、近年、建設作業音や一般家庭の日常生活に伴う近隣騒音などが多くなっています。動物苦情では、犬猫の飼い方のマナーに関する苦情などがあります。

発生源別では、建設現場や事業所からの騒音、ばい煙の苦情が多く、また一般家庭や商店などの苦情では、そのほとんどが「近隣公害」と呼ばれるものです。

##### 【課題】

##### ■ 不適正な焼却行為撲滅

廃棄物の処理及び清掃に関する法律やダイオキシン類対策特別措置法、東京都環境確保条例の規定に基づき、不適正な焼却行為をなくすとともに、例外的に認められる焼却（どんど焼きなど伝統的行事やキャンプファイヤーなどの学校行事や社会

教育活動上必要な焼却、あるいは、農作物等の病虫害防除を目的とした焼却等) についても、周辺環境に配慮することが必要です。

### ■ 「近隣公害」をなくすための近隣関係の形成

近年、近所づきあいが少なくなってきたことや、住宅などの過密化が原因で、「近隣公害」と呼ばれる苦情が多くなってきておりますが、近隣問題については、当事者間による解決が望ましく、一人一人がお互いの生活を思いやり、自分たちの行為が他の人に迷惑をかけていないかなど、日頃から気配りし、良好な関係を築くことが必要です。

#### 現象別苦情件数の推移

年度 現象	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
騒音	13	11	13	15	28	17	8	16
振動	1	1	2	0	1	3	5	1
悪臭	7	1	4	4	4	5	1	2
ばい煙	26	28	29	31	29	29	28	29
粉じん	1	1	1	0	0	0	0	0
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水	0	0	0	0	0	1	0	0
動物	—	—	—	—	—	60	20	31
その他	26	32	39	35	65	27	24	25
合計	74	74	88	85	127	142	86	104

【資料】清瀬市「環境調査の概要（平成26年度）」

## (2) 化学物質

### 【現況】

#### ■法令による化学物質の安全管理の推進

平成 11 年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法) が制定されました。平成 13 年からは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が自ら把握、届け出をし、国は届出データに基づいて排出量・移動量を集計・公表する制度(PRTR 制度)が実施されています。

都では、事業所と住宅が混在する都市構造を持った東京の地域性を踏まえ、「環境確保条例」において対象事業者の範囲を PRTR 法よりも拡大しています。対象事業者には毎年、定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促しています。

#### ■ダイオキシン類対策

環境ホルモンのひとつでもあるダイオキシン類については、平成 12 年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され総合的な対策が開始されました。

本市では、平成 11 年に「清瀬市ダイオキシン類規制条例」を制定し、一般環境における土壌中のダイオキシン類の調査を毎年 2 地点で実施するなど、測定と監視を継続しています。また、河川におけるダイオキシン類については、都が毎年 1 地点で水質及び底質の調査を実施しています。

平成 26 年度のそれぞれの調査結果では、全調査地点で環境基準を達成しており、調査を通じて、ダイオキシン類等の有害物質が市民の健康に与える影響がないことを確認するとともに、環境基準を超えるなど、万一影響を与えるおそれがある場合には、都の連携のもと適切な措置を講じています。

#### ■アスベスト(石綿)対策

近年のアスベストを使用している建築物や製品の調査により、今後、アスベストの使用の可能性のある建築物の解体工事が全国的に増加することが予測されています。既存の建築物の建て替えなどを行う時に大気中にアスベストが放出されるため、これまででも事業者に対してアスベストの適正処理の指導を行っており、今後も一層の指導を行っていきます。

## 【課題】

## ■市民が安心して暮らせるよう不安や疑問を解消する

環境ホルモンやダイオキシン類に代表される有害化学物質については、市民の間に様々な不安や疑問があると思われることから、適切な情報提供等によってこれを解消することが必要です。また、PRTR 法や東京都環境確保条例に基づく化学物質の適正管理について、事業者への周知の徹底を図ることが必要です。

アスベスト対策として、本市ではアスベストを使用している建築物の調査が行われ、小・中学校については暴露の危険のあるものについて撤去工事を完了してはいますが、アスベスト使用建物の解体が増加していくことが予想されるため、事業者に対して一層の指導を行っていく必要があります。

PCB 廃棄物の適正な保管や処理については、東京都のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って適切な対応をしていく必要があります。

## 土壌及び農作物のダイオキシン類の調査結果（平成 26 年度）

単位：pg-TEQ/g

調査対象	調査地点	ダイオキシン類
土壌	清明小学校	0.0046
	清瀬第八小学校	3.4
農作物	旭が丘四丁目	0.0036

※環境基準(土壌)：1,000pg-TEQ/g 以下

## 河川のダイオキシン類の調査結果（平成 26 年度）

単位：pg-TEQ/L(水質)、pg-TEQ/g(底質)

項目 調査地点	水質			底質
	春季	秋季	年度平均	秋季
空堀川(梅坂橋)	0.064	0.063	0.064	0.26

※環境基準(水質)：1pg-TEQ/L 以下

※環境基準(底質)：150pg-TEQ/g 以下

### (3) 廃棄物

#### 【現況】

##### ■廃棄物処理量の減少

「容器包装リサイクル法」や「小型家電リサイクル法」が施行されるなど、循環型社会の形成に向けた各種リサイクル法の整備が整い、本市においても廃棄物減量及び再資源化の促進の観点から積極的に適正分別・リサイクルに取り組んできました。特に平成 18 年に施行された「容器包装リサイクル法」の浸透により、不燃ごみの収集量が大幅に減少し、資源化率が大幅に上昇しました。

新たな分別区分の追加及び可燃ごみ中の資源物の分別徹底等により、廃棄物処理量は平成 17 年度から平成 26 年度までで 2,500 トン近く減量しています。

##### ■ごみの減量と有料化

平成 13 年に指定収集袋制を導入して以来、市民の方々の分別に対する意識向上や努力もあり、家庭から排出されるごみ量は毎年減少しています。

また、平成 24 年に策定した「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」で掲げている「1 人 1 日あたりのごみ量 10 年間で 10% (44g) 削減」という目標に向けて、平成 25 年度からは小型家電の回収、再資源化も行っています。廃棄物の発生抑制については、大型店舗のレジ袋の有料化、市民まつりにおけるレジ袋使用の禁止などマイバッグ推進に官民連携で取り組んでいます。

##### ■廃棄物処理

清瀬市の一般廃棄物は、清瀬市・東久留米市・西東京市の 3 市で構成される柳泉園組合で焼却・破碎の中間処理を経て焼却灰となり、25 市 1 町で構成する東京たま広域資源循環組合に搬入しています。搬入された焼却灰はエコセメントの原料として再利用され、道路工事等に利用されています。また、柳泉園組合では不燃ごみは循環組合に搬出しておらず、民間会社に委託し固形燃料に生まれ変わっています。

このようにエコセメント化施設の設立及び各構成団体の不燃ごみの再資源化等の取り組みにより、二ツ塚最終処分場の延命が図られています。

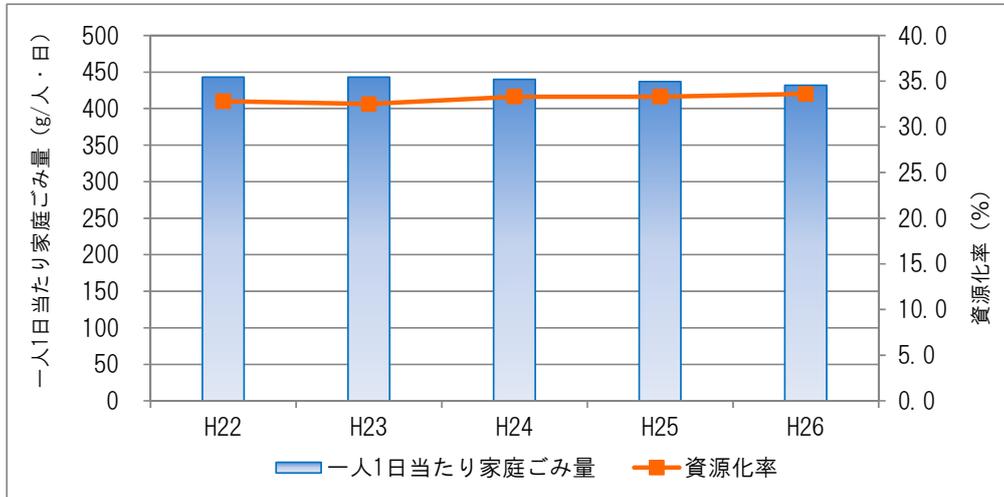
経費については、処分量等に応じて各団体で分担して負担しており、この負担金を含めた廃棄物処理経費は、平成 26 年度では約 9 億 5260 万円で市民一人 1 日当たり、約 35.1 円の負担となっています。

#### 【課題】

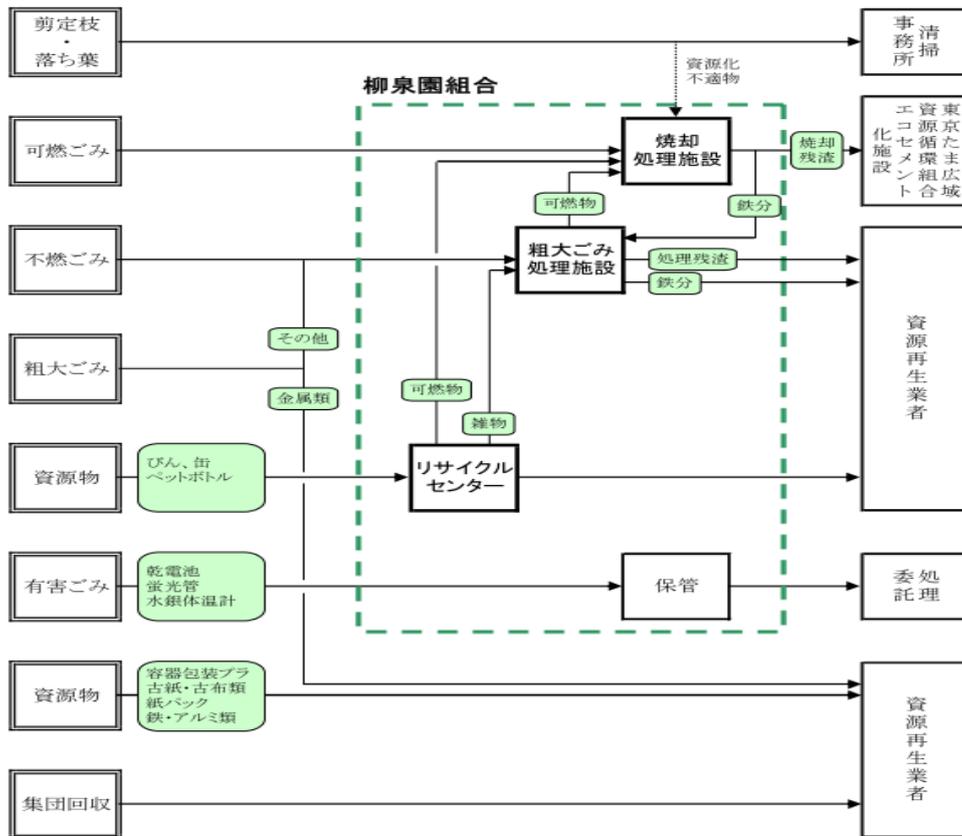
##### ■廃棄物の減量化の目標

平成 24 年に策定された「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」では、「平成 33 年度

までに家庭ごみ原単位を平成 22 年度から 10%（44g/人・日）減量」という目標を設定しており、目標達成に向けた一層の取り組みが必要です。



家庭ごみ原単位（一人1日当たりの家庭ごみ量）と資源化率の推移



ごみ処理の流れ

## (4) 地球温暖化・エネルギー

### 【現況】

#### ■二酸化炭素排出量

本市の平成 24 年度の二酸化炭素排出量は 25.9 万トンであり、前年度比で 7.0% 増となっています。また、平成 2 年度比では 49.4% 増加しており、部門別に見ると家庭部門及び業務部門で大幅に増加しており、それぞれ 65.6% 増（家庭部門）、88.2% 増（業務部門）となっております。

平成 2 年度と平成 24 年度の部門別構成を見ると、家庭部門が 35% から 39%、業務部門が 29% から 37% になっており、市域全体の二酸化炭素排出量に占める割合が大きくなっています。

二酸化炭素排出量の増加については、家庭や商業施設、オフィスビル等におけるエネルギー消費量が増加したことに加えて、東日本大震災以降の原子力発電所の稼働停止により電力の二酸化炭素排出係数が上昇したことが要因と考えられます。

#### ■温室効果ガス削減目標

平成 23 年度の東日本大震災以降、地球温暖化対策、エネルギー政策、原子力政策について議論が続けられており、平成 27 年 7 月には我が国の 2020 年以降の温室効果ガス削減に向けた約束草案が決定されました。約束草案において、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26.0% 削減（2005 年度比で 25.4% 削減）」とされました。

都においては、「2020 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 25% 削減する」という目標を掲げていましたが、東日本大震災以降の電力の二酸化炭素排出係数の上昇により二酸化炭素排出量が増加しており、二酸化炭素排出量の推移だけでは事業者や都民の省エネ努力の効果が分かりにくい状況になっていることから、平成 26 年に「2020 年までにエネルギー消費量を 2000 年比で 20% 削減する」という新たな削減目標を設定しています。

#### ■気候変動への適応

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) により公表された第 5 次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」ことがあらためて示され、さらに「将来にわたって更なる温暖化が進み、人々や生態系にも大きな影響を及ぼす可能性が高まる」と予測されています。

気候変動の影響への対処として、温室効果ガスの排出削減などの「緩和策」の取

り組みを着実に進めるとともに、既に現れ始めている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への「適応策」を合わせて実施することが重要です。我が国においても、関係府省庁が連携し、政府全体の気候変動に対する「適応計画」の策定が進められています。

## 【課題】

### ■エネルギー消費の抑制

家庭部門及び業務部門における二酸化炭素排出量が増加傾向にあり、全体の排出量に占める割合も大きくなっていることから、今後は家庭生活や事業活動における節電・省エネルギーのさらなる推進により、電気やガスなどのエネルギー消費量を削減していく必要があります。

### ■再生可能エネルギーの導入促進

我が国の約束草案では、削減目標の裏付けとして国内総発電電力量の 22%～24%程度を再生可能エネルギーで賄うことが前提となっています。

平成 24 年から始まった「再生可能エネルギー固定価格買取制度」により、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでいますが、本市でも今後地域特性に応じたさらなる再生可能エネルギーの導入が望まれます。



清瀬第五中学校の太陽光発電

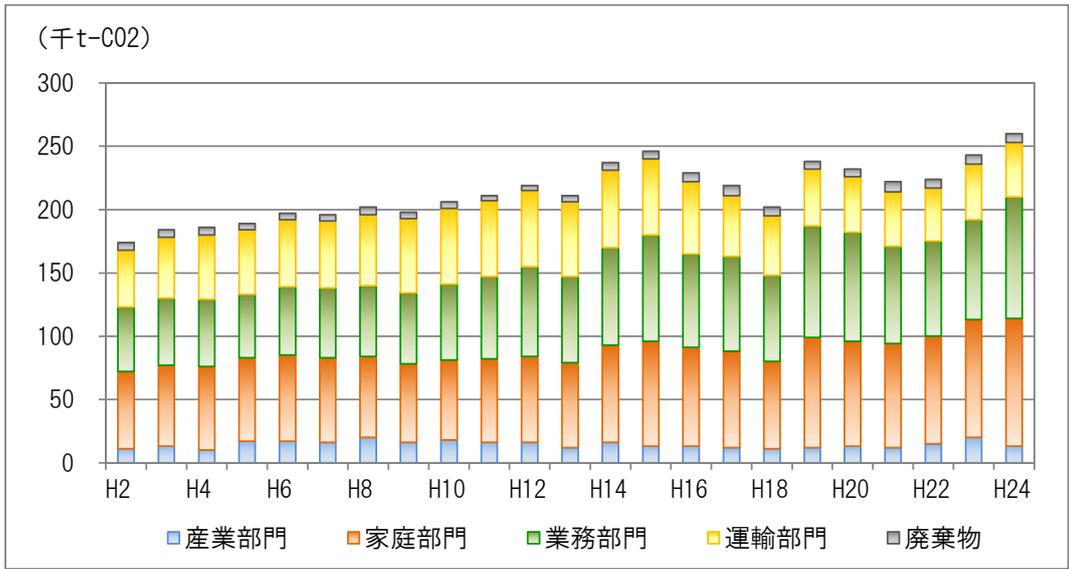
### ■二酸化炭素排出量の削減

本市の二酸化炭素排出量は、平成 24 年度には平成 2 年度比で 49.4%増加しており、削減のために市はもちろん、市民、事業者のより一層の努力が必要です。

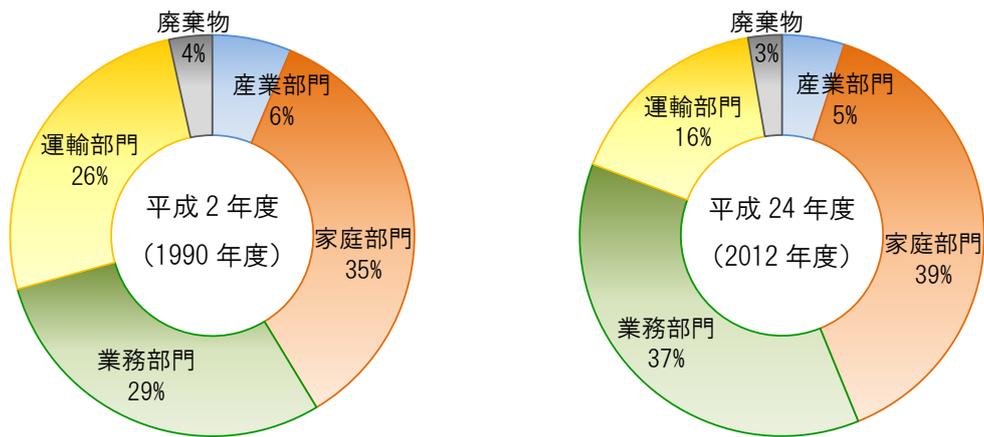
我が国では「2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減(2005 年度比で 25.4%削減)」とする新しい削減目標が掲げられたことから、本市においても国の目標と整合を図り、かつ地域特性に応じた削減目標を検討していく必要があります。

### ■適応策の検討

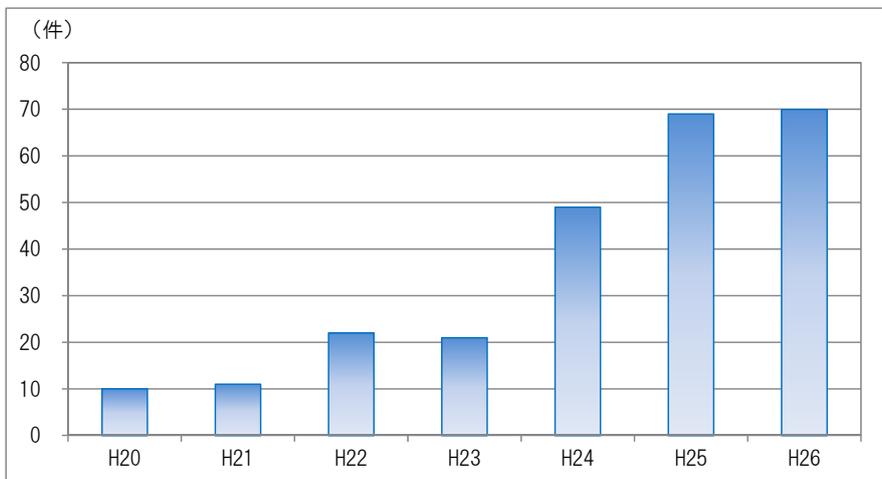
気候変動の影響は、気候、地形、社会条件などによって異なるため、地域の特性に応じた気候変動に適応できる社会の実現が求められており、今後、本市における適応策を検討していく必要があります。



二酸化炭素排出量の推移



CO2 排出量の部門別構成比の比較



太陽光発電機器設置助成件数

## (5) 下水道

### 【現況】

#### ■公共下水道

公共下水道汚水水洗化普及率は、平成 26 年度末で 99.98%に達していますが、現時点においても、公共下水道に接続していない未水洗化世帯に、文書配布による接続促進活動を続け、未水洗化の解消に取り組んでいます。

一方、昨今のゲリラ豪雨など、一時的に大量の雨が降るような状況では、雨水が道路上に溢れでて、道路の浸水や冠水を招いています。平成 25 年度からは、公共下水道として、初めて柳瀬川右岸 5 号雨水幹線整備を行い、1 時間 50mm の降雨に対応できるよう直径 2 メートルを超える雨水幹線を敷設して、路面排水管をこの雨水幹線につなぎ、道路冠水や浸水の被害からまちを守ることを目指しています。また、雨水浸透施設の設置の助成制度を平成 25 年度から設けています。

### 【課題】

#### ■衛生的な生活環境の確保・維持

下水道は、快適な都市生活を営むうえでの基幹的な公共施設です。生活排水処理の適正化によって、市民の衛生的な生活環境を確保・維持することが必要です。水質汚濁防止対策としても、経済的な問題や施設の老朽化の問題などがありますが、公共下水道接続を促進する必要があります。

#### ■水循環の有効活用

限りある水資源を有効活用するために、雨水の地下浸透施設の設置や緑地の保全等水循環の形成に一層取り組む必要があります。

### 3 自然環境の現況と課題

#### (1) 水辺の環境（柳瀬川・空堀川）

##### 【現況】

##### ■水辺の環境整備

本市には、柳瀬川や空堀川があり、崖線の緑地帯や清瀬金山緑地公園、金山調節池などに豊かな緑が残っています。特に、柳瀬川沿いは、清流と緑豊かな自然環境に恵まれ、清瀬市のシンボルとなっており、自然保護団体による外来植物駆除や樹木整理により、河川沿いの緑地（河畔林）は徐々に増えています。

河川沿いには多くの施設等が立地していることから、良好な水辺空間と一体となったスポーツやレクリエーションの核として親しまれる一方、バーベキュー利用者のごみ放置などが課題となっています。

##### ■空堀川の枯渇

空堀川については、水量が十分でなく、水の流れていない部分もあります。浸透や蒸発による枯渇、荒廃がところどころで見られ、このままでは、川そのものが姿を消してしまうのではないかと危惧されています。

これは、浸透や蒸発だけでなく、下水道の整備の普及に伴い流域各市の水洗化が完備されたことも大きな要因となっています。下水道が普及したことにより、汚濁負荷量は改善されつつも、水量は減少してきたといえます。

##### 【課題】

##### ■水辺を本来の姿に

水辺は生き物の生息場所であるとともに、人にとっても潤いや癒しを与えてくれる貴重な場所でもあります。枯渇、荒廃がなく、水が流れる本来の姿に戻し、良好な環境に整備、維持することが必要です。

##### ■水辺の緑化

水辺の貴重な自然環境を東京都及び市民とも協働して保全し、人と自然が調和のとれた営みを行えるようなしくみづくりをどのようにして構築するかが大きな課題です。

##### ■河川沿いの緑地（河畔林）の拡大

柳瀬川及び空堀川周辺の緑地を拡大するとともに維持・管理することが必要です。

##### ■空堀川の水量確保

現在、空堀川流域四市（武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市）及び東京都

で空堀川の水量確保のための検討会で検討を行っていますが、水量を確保するためにはいずれにしてもかなりの費用がかかることが大きな課題です。



柳瀬川の水辺



清瀬せせらぎ公園

## (2) 緑地・雑木林等

### 【現況】

#### ■緑地・雑木林について

本市の緑被率は40.1%（平成22年3月現在）と近隣の多摩六都の中で最も高い数値を示しています。北西部の柳瀬川および空堀川沿いには、中里緑地保全地域や崖線のみどりが広がり、早春には希少植物が広い範囲で見られます。中央部には志木街道のけやき並木や、雑木林、農地、屋敷林が一体となった武蔵野特有の景観を残し、南部では病院内緑地を中心に、あじさいロードによる接道部緑化もあります。

今後も、市全体を緑化重点地区として、地域の特色を活かしたみどりの整備を図りますが、雑木林や農地の多くが民有地のため、相続税対策などにより年々減少しています。

市では、条例による緑地環境保全区域・保存樹木の指定を中心に、所有者へみどり確保の協力を要請するとともに、緑地保全基金などを活用しながら、多様性を残した雑木林の公有地化を行っていきます。

#### ■清瀬市みどりの基本計画

「清瀬市みどりの基本計画」は、平成10年3月に策定され、平成23年3月に改定を行いました。「清瀬市みどりの基本計画」では「現在のみどりを次世代に引き継ぐよう、市民、企業、行政の協働によるみどりの維持・管理を推進し、質の向上を図ります」を目標に、「みどりの拠点を中心としたネットワークを形成します」「武蔵野のみどりを守り、活かします」「市街地のみどりを守り、つくり、育みます」「みどりをいつくしむ心を育みます」の4つの基本方針を定めています。

#### ■清瀬市都市計画マスタープラン

平成13年3月に「清瀬市都市計画マスタープラン」を策定しました。この中で、公園・緑地の整備として「公園の整備」、「緑のネットワークの形成」、「緑の循環都市」を、武蔵野の緑の保全・活用として「屋敷林等の保全」、「生産緑地の保全・活用」を、水辺空間の整備として「河川・用水の活用」、「水辺レクリエーション拠点の形成」などを挙げています。これは、減少する緑の保全と充実を目的としたものになっています。

#### ■清瀬市みどりの環境をつくる条例

平成18年3月に制定された「清瀬市みどりの環境をつくる条例」では、みどりを市民共通の財産として位置づけ、市民、事業者、所有者および市のそれぞれがみどりの保全と創生に努める責務があることをうたっています。市では、条例に基づ

く緑地環境保全区域・保存樹木の指定を中心に保全を図り、清瀬市みどりの環境保全審議会の意見をもとに、継続的に指定の追加を行っています。

### ■雑木林の保全・活用のための管理作業

エネルギー革命やグローバル化に伴い、落葉や薪炭の需要が減り、雑木林が荒廃していく中、市では雑木林の復活のために、平成 24 年度に下清戸道東特別緑地保全地区、平成 26 年度に神山特別緑地保全地区の萌芽更新を開始しました。

発生材をまき材やホダ木として市民に配布すると同時に、武蔵野の雑木林らしい多様性に富んだ林を実現するため、みどりの環境保全審議会での樹木モニタリングや、ボランティアによる下草刈り等の管理が行われています。

### ■野鳥や昆虫の生息環境

宅地化による自然空間の減少は引き続き課題になる一方、みどりの質は、自然保護団体による植生管理や市民意識の高まりによって、徐々に本来の姿に戻りつつあります。特に、柳瀬川・金山調節池には多種多様な野鳥が飛来して市民を楽しませており、平成 25 年度に「清瀬の野鳥」を発刊しました。

## 【課題】

### ■緑の保全・回復

緑は、生き物が生息していくうえで欠かせないばかりでなく、美しい景観の形成、都市気象の緩和、延焼防止、地下水のかん養など重要な機能をもっています。また、人と人、人と自然がふれあう魅力的で個性的な拠点、生涯学習の場として私たちに潤いや安らぎを与えてくれます。

この貴重な財産を保全してだけでなく、その回復が求められているところであり、積極的に様々な生き物が共生できる環境（ビオトープ）づくりを図っていく必要があります。また、雑木林や農地の減少をくい止めるためには相続税の制度改正、雑木林の維持・管理が課題となります。

### ■生息空間の創出を図る

生態系や生息空間を守るため、自然保護に努めるなど、また、生物との良好な関係を築くためにビオトープなどの設置の検討が必要です。

## 4 都市環境の現況と課題

### (1) 土地の利用

#### 【現況】

##### ■宅地・農地・山林が混在

土地利用現況調査によると、本市の土地利用（平成 24 年現在）は、宅地 48.3%、農地 21.9%、山林 3.7%その他 26.1%であり、宅地が最も多くの割合を占めています。農地は市域の約 21.9%を占め、そのうち約 84%が生産緑地として指定されています。

##### ■宅地化による農地の減少

固定資産概要によると、昭和 63 年に 277ha あった市内の農地は、平成 27 年には 198ha と約 29%減少しています。

##### ■都市計画による指定

生産緑地については、平成 27 年 1 月現在、市街化区域内農地面積約 198ha のうち約 177ha が指定されています。

##### ■農業の活性化

平成 22 年度には、個人直売所の開設費の補助を実施しました。また農産物直売所マップの作成、清瀬駅南口農産物直売会の発足など販売促進を行っています。その他、販売促進については、きよせひまわりの市を実施し、農商工連携事業として、清瀬産農産物及び清瀬産野菜加工品の販売を行いました。

また、共同直売所への出荷を行っている清瀬直売会に対し、都市農業経営パワーアップ事業によりパイプハウスの整備費用の助成を行ったことで、直売所への出荷量及び品質向上、長期間の販売が可能となりました。

さらに、中学生職場体験授業への協力として農業体験の実施、市民農園の貸出事業と農業委員による農園講習会の実施、消費者を対象とした生産地見学会の実施、農業まつりでの農畜産物品評会出品物の購入及び農業委員による園芸相談会、野菜の宝チャリティーの実施、農業まつりにおける食育展示や給食試食等の実施など、農業の活性化のための取り組みを行っています。

##### ■清瀬市住環境の整備に関する条例

平成 18 年 3 月に今後のまちづくりの規範となる「清瀬市住環境の整備に関する条例」を制定しました。その後、平成 26 年 3 月に住宅・住環境の変化を踏まえ、

実情に即した条例となるよう見直しを行っています。

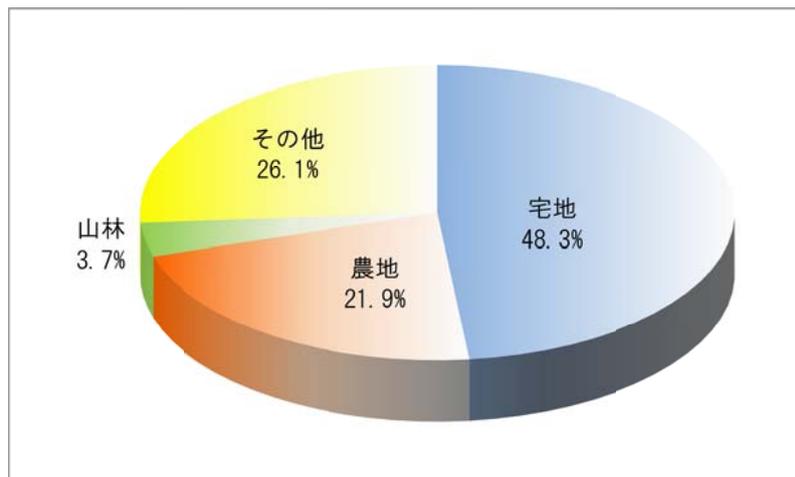
### 【課題】

#### ■緑と調和のとれたまちづくり

人口増加に伴って、農地の宅地化が進むと、無秩序な市街地が形成されることが予想されます。首都近郊の住宅都市として発展していくためには、豊かな自然と農地を活かし、安心して住み続けることができるまちづくりが必要です。そのためには基本となる、住宅、商業業務、その他の用途の適正な運用による土地利用方針を定める必要があります。

#### ■ふれあい農業の推進

農地については保全し、市民農園などとしても活用し、緑と調和のとれた住環境づくりに努める必要があります。また、農業を活性化するには、農産物の販売促進を一層進めていく必要があります。



土地利用状況（平成 24 年現在）

## (2) 都市景観と自然景観

### 【現況】

#### ■東京都の条例

建築基準法は、建築や設備に関して規制や基準を設けていますが、東京都においては、まちの景観を保全するために、景観条例や屋外広告物条例を策定しています。

東京都景観条例は、東京の自然を生かし、地域の個性と多様な魅力を発展させる街並みをつくることを目的として、建物を建てる時配慮すべきことを定めています。また、東京都屋外広告物条例は、美観の維持と公衆に対する危害防止を目的としており、形、大きさ、色合いなどが美観を害するおそれのある屋外広告物の設置を禁じています。

#### ■残さなければならない景観

本市には、多くの神社仏閣があり、清瀬 10 景などに見られる景観の優れた場所があります。これらに市民は強い愛着を感じ、貴重な財産を後世に残さなければなりません。平成 20 年 3 月には、清瀬の名木・巨木百選を発行し、これを活用した啓発を進めています。

### 【課題】

#### ■都市景観・自然景観の保全

美しい景観は、美しいまちとしてのイメージ向上にもつながることから、地域の特性を活かした景観づくりや歴史等を活かしたまちづくりを行っていく必要があります。すなわち、農地や樹木と建物が調和した景観づくりが課題です。また、市民が水と親しむ柳瀬川や空堀川沿い、清瀬の歴史を偲ばせるケヤキ並木や武蔵野の面影を残す屋敷林など、自然景観の保全、歴史的財産を保全していくことが必要です。



けやき通り



屋敷林と農地が一体となったみどり

### (3) 交通環境

#### 【現況】

##### ■交通渋滞

都市計画決定されている道路は 10 路線ありますが、事業計画が未定の路線もあり、整備率は平成 27 年 6 月末で約 33.4%となっています。

##### ◇10 路線

①東 3・4・7	府中清瀬線
②東 3・4・13	練馬東村山線
③東 3・4・14	保谷秋津線
④東 3・4・15 の 2	新東京所沢線
⑤東 3・4・16	中清戸線
⑥東 3・4・17	下清戸線
⑦東 3・4・22	萩山野火止線
⑧東 3・4・23	清瀬駅前線
⑨東 3・4・24	清瀬駅下清戸線
⑩東 3・4・26	久米川駅清瀬線

①東 3・4・7 府中清瀬線及び⑨東 3・4・24 清瀬駅下清戸線の 2 路線、②東 3・4・13、⑥東 3・4・17 の一部が整備され、交通渋滞が緩和されています。

##### ■自動車社会が与える環境への負荷

自動車の利用による環境への負荷として、騒音・振動公害やぜん息などの健康被害に加えて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出といった影響があります。

本市における自動車保有台数をみると、平成 15 年度が 25,714 台と比べ、平成 25 年度が 18,714 台と約 27%減少しており、自動車から排出される二酸化炭素も平成 12 年前後をピークとして近年は減少傾向にあります。

##### ■公共の交通網

秋津駅にはコミュニティバス「きよバス」が発着しており、市域西部・南部を経て清瀬駅と接続されていて、市民の公共交通機関として機能しています。平成 23 年 4 月 1 日より、緑陰通り経由については午後 7 時台も運行されるようになり、市民の交通手段として広く利用されています。



きよバス

## ■放置自転車への対応

公共の場所や清瀬駅・秋津駅周辺は条例により、放置禁止区域に指定しています。放置自転車への対応として、違法駐輪等防止指導員を配置し、指導業務を行うとともに定期的に撤去を行っています。また、民間の駐輪場が新たにオープンし、駐輪場の収容台数が増えていることから、年々、放置自転車は減少しています。

## 【課題】

### ■環境の視点で捉える

新小金井街道が平成 20 年度に開通したことにより、交通渋滞が緩和されました。しかし、高齢者や障害者等の交通弱者にとって、安全で快適な移動が可能となるような環境を整えるバリアフリーの視点に加え、市内の交通に関して、市民生活の利便性や安全性を考慮した施策を環境の視点から見直していく必要があります。

### ■車社会からの脱却

自動車交通量の増大により、排気ガス等の環境への影響が懸念される中、自動車以外の公共交通機関や自転車の利用を推進し、省エネルギー対策や環境との共生を図っていくとともに、周辺環境整備が必要です。また、車の買い替え時には低公害車の購入を促進することも必要です。

### ■市民のための交通安全対策

高齢者や障害者等の交通弱者、歩行者を優先にし、誰もが安心して安全に通行できる道路とするための、交通安全対策が必要です。また、車椅子の人が安心して移動できる歩道など、歩行者にとって安全な空間の確保が必要です。また、交通ルールやマナーを遵守するよう、運転者に対する意識向上が求められます。

## (4) 公園

## 【現況】

## ■市内の公園とその他のスペース

都市計画公園・緑地は、13箇所 23.78ha ありますが、そのうち開園している公園は9箇所 8.06ha です。主なものでは、清瀬中央公園、清瀬金山緑地公園（清瀬緑地）、神山公園などがあります。その他に緑地保全地域を含め、大小の公園、児童遊園や遊び場があります。

## 【課題】

## ■緑が豊かで快適なまちづくりのための公園づくり

公園は、地域のイベントを催したり、人々が集い、ひと時を過ごしたりできる多世代交流の場所です。公園内には、鳥や虫たちが生息するために豊かな緑が必要です。市内で都市化が進む中、この緑の空間は貴重な存在といえます。環境に配慮した緑の空間を増やし、市民の誰もが安全で親しめる、地域の特性を活かしたものにしていく必要があります。

都市計画公園等の区分		名称	都市計画 決定面積 (ha)	開園面積 (ha)
都市計画 公園	街区公園	竹丘公園	0.72	0.72
		中里公園	0.30	0.16
		清瀬稲荷公園	0.55	0.49
		清瀬駅前公園	0.12	0.07
		仲川公園	0.55	-
		日枝公園	0.76	-
		下宿公園	0.63	-
	近隣公園	清瀬中央公園	1.70	1.60
		芝山公園	1.47	-
		神山公園	1.00	0.75
都市計画緑地		清瀬緑地	13.70	11.70
		中里一丁目緑地	0.38	0.38
		柳瀬川崖線緑地	1.90	1.90
合計			23.78	17.77

## 都市計画公園等の整備状況



清瀬中央公園



清瀬金山緑地公園

## (5) 防災

### 【現況】

#### ■防災体制の整備

都市の発展などにより、災害による被害の多種多様化、深刻化が懸念されます。近年、市民からの防災に関する要望が各種寄せられており、災害発生時に火災などの様々な不測の事態に備えなければなりません。

本市では、国・都と市の間における情報連絡体制及び市内避難所等の防災拠点との情報連絡体制を確保しています。また、平成 25 年度より、自主防災組織の結成を呼びかけており、現時点で 9 団体が登録しています。

さらに、災害時に対応できる医療体制の確保のため、災害医療救護協議会を立ち上げ、災害時の医療救護マニュアルの策定を検討しています。

#### ■避難場所の確保

避難場所として、小中学校や公園等の公共施設を指定していますが、さらに公園等の整備を行い、避難場所の確保に努めています。

平成 26 年度の「災害対策基本法」の改正において、初めて従来の避難場所と避難所の規定が設けられたことから、市では指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めています。

### 【課題】

#### ■災害に強いまちづくり

将来、首都直下型地震等の巨大地震の発生も懸念される中、様々な分野で安全・安心を守る取り組みの重要性が高まっています。

特に、災害発生直後は行政等による公助の支援が困難であり、避難行動要支援者への支援も必要となることから、近所や地域コミュニティで助け合う「共助」の強化や仕組みづくりが重要な課題となっています。しかし、最近では町内会・自治会に加入しない世帯も多く、防災に対する配慮が必要です。また、災害時に備え、危険物を取り扱う事業者の施設や指定避難所等の安全性を調査し、市民に情報を公開するなど、防災体制の確立が必要です。

## 5 環境学習

### 【現況】

#### ■環境学習

##### ・親と子の環境教室の実施

広く環境に関し、関心と認識を高めることを目的として水辺環境や環境関連施設の見学を年1回実施しています。

##### ・きよせの環境・川まつりの開催

身近な環境を守り、次世代に引き継いでいくため、「環境保全の主役は、私たち市民である」ことを、来て見て体験するまつりを開催しています。

##### ・ごみ減量のための環境学習

市では、一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量のため、市の施策に協力してもらう廃棄物減量等推進員を委嘱しています。推進員の皆さんには地域のごみ対策リーダーとなってもらうべく、環境学習の一環として、中間処理場や最終処分場等への施設見学会を実施したり、定期的開催する推進員連絡会議内で市の施策に関する情報提供を行っています。

また、最終処分場のある日の出町との交流を深めることを目的に、最終処分場見学等を行う「三多摩はひとつなり交流事業」を行ったり、関心のある市民や高校の生徒向けにごみをテーマにした出前講座を行っています。

### 【課題】

#### ■誰もが学べる場の整備

環境イベント等を通じて、環境の保全についての意識の浸透を図るとともに、地域や家庭における実践的な環境学習を支える仕組みを整え、気軽に、楽しく学べるようにする必要があります。

#### ■環境学習の推進

地域や学校教育における環境学習を推進する仕組みを整備し、日常的に環境保全を学べる仕組みの整備が必要です。

#### ■環境リーダーの育成

環境への負荷を低減するためには、環境に配慮できる人材を育てる必要があります。また、教育現場や地域、自然体験学習などにおいて環境学習のリーダーとなる人材を育てる必要もあります。

## ■環境情報の共有化

市民・事業者等が積極的に活動できるよう前提条件として環境情報の充実と共有化を図る必要があります。

## ■市民・事業者・市の連携及び協力体制

市民・事業者・市それぞれが責任と義務を果たせるよう、役割の明示と連携・協力体制の整備が必要です。



きよせの環境・川まつりのようす

## 第3章 環境の目標

### 1 環境の目標

清瀬市の環境の現況と課題、さらに前計画策定後の社会の動向を踏まえて、以下のとおり基本目標及び施策体系を設定します。

#### 目標1：低炭素で環境にやさしいまちを実現する（低炭素）

市民、事業者、市が地球温暖化やエネルギー問題について共通の認識をもち、相互に協働・連携しながら、節電などの省エネルギー活動の普及・啓発に努め、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及を促進することによって、低炭素型のまちづくりを進める必要があります。

また、地球温暖化の進行を防ぐために温室効果ガス削減に取り組むことはもちろん、ヒートアイランド対策や都市型の洪水対策など既に起きている影響、あるいは起こり得る影響に適応していくことも必要となります。

#### 目標2：持続可能な循環型のまちを実現する（循環）

大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちが普段無意識に送っている日常生活や事業活動について、「物を大切に作る心、もったいないと思う心」をもう一度考え直し、一人ひとりのレベルでごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。

また、近年では都市景観の創出、緑化の推進、地球温暖化対策等のため、街路樹の整備が積極的に行われており、それに伴い排出される剪定枝の処理が問題となってきたことから、剪定枝や草木等を「ごみ」としてではなく、「循環資源」として有効活用する「みどりのリサイクル」を推進することで、「低炭素で環境にやさしいまち」、「人とみどりが共に育つまち」、「安心・安全で快適なまち」の実現にも資することができます。

#### 目標3：人とみどりが共に育つまちを実現する（共生）

清瀬市は、武蔵野台地の東北部に位置し、昔から自然と農業が一体になった暮らしを育んできました。この昔ながらの暮らしは、雑木林、農地、屋敷林が一体となった個性豊かな景観の中に今なお継承されています。

しかし、これら豊かな自然環境も近年の都市化の波とともに変化してきています。清瀬市のみどりを次世代に引き継いでいくために、市民一人ひとりがみどりの役割

や重要性を理解し、清瀬市のみどりを誇りに思い、守るために何が必要かを考えることが重要です。また、事業者、土地所有者や市はそれぞれの役割を明確にし、共にみどりを守る環境や仕組みを作っていく必要があります。

#### 目標 4：安心・安全で快適なまちを実現する（安心・安全）

市民が健康で安全かつ快適に暮らせる地域社会を実現するためには、大気汚染、有害化学物質、騒音などの公害からの生活環境の確保、地域特有の自然資源や文化資源を十分に活用した清瀬らしい景観・美観の維持、向上、さらに快適で安全な道路・交通環境の確保などが必要です。

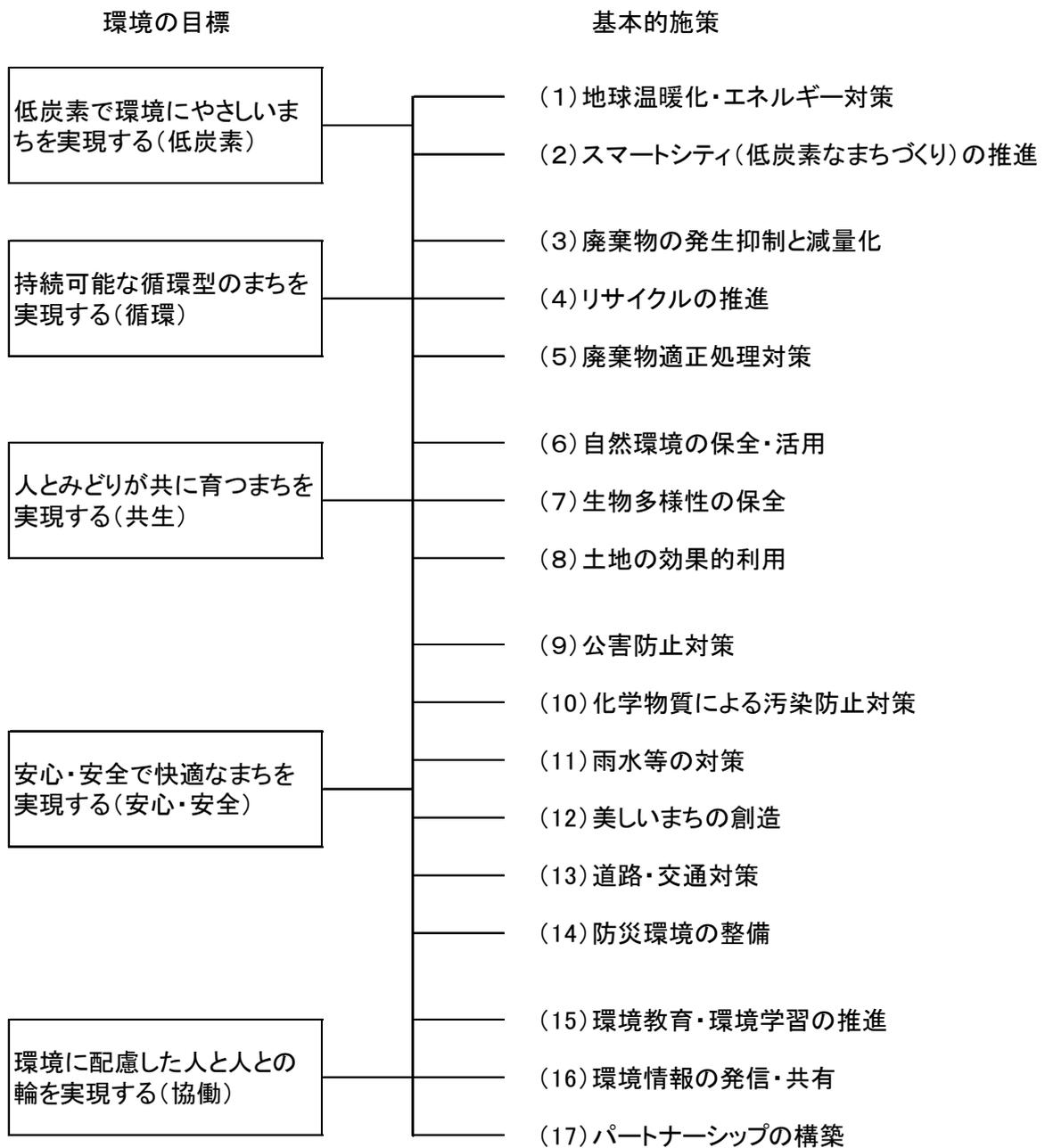
また、東日本大震災を契機として防災意識が高まるなか、誰もが安全で安心して暮らせるよう、市民、事業者、市、関係機関がそれぞれの役割と責任のもとに相互に協働・連携して災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

#### 目標 5：環境に配慮した人と人との輪を実現する（協働）

本市の豊かな環境を将来にわたって維持、向上させ、持続可能な社会を構築していくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めること、さらには、環境に配慮した行動ができる人材を育成していくことが重要です。

環境教育・環境学習の機会を充実させ、市民一人ひとりが環境問題について自ら考え、自主的な環境配慮行動の実践につなげていくことはもちろんのこと、市、市民、事業者、環境保全団体などがそれぞれの立場で活動するとともに相互に協働・連携し、人と人との輪を実現する必要があります。

## 2 望ましい環境像への施策の体系図



## 第4章 環境の施策

環境の施策として、第3章の計画の目標（環境の目標）を実現するため、17の基本的施策を掲げます。各施策には、「施策の方向性」と「主な施策（行動指針）」を掲げました。

施策には、すでに取り組んでいるもの、今後、計画の対象期間で実施していくものがあります。

### 1 基本的施策

#### I 低炭素で環境にやさしいまちを実現する（低炭素）

##### （1）地球温暖化・エネルギー対策

###### [課題]

- ・エネルギー消費の抑制
- ・二酸化炭素の排出の抑制
- ・ライフスタイルの見直しと社会経済の転換

###### [施策の方向性]

- ・環境負荷の低減を図るため、省エネルギーの普及・啓発に努めます。
- ・再生可能エネルギーの有効利用に関する情報提供や普及・啓発に努めます。
- ・再生可能エネルギー利用に関する支援策などについての情報を収集し、その提供に努めます。
- ・地球環境問題と環境保全に関する意識の向上を図るため、普及・啓発に努めます。
- ・地球環境問題の解消に向けた取り組みの推進に努めます。
- ・地球環境への負荷の低減に向けた、市民・事業者などの自発的な取り組みを推進し、支援・協力を努めます。

###### [主な施策（行動指針）]

###### ■普及・啓発

- ・市報やホームページ等で、省エネルギー型製品等の環境に配慮した製品や省エネルギー手法等の情報提供を図ります。
- ・市報やホームページ等で、再生可能エネルギー利用を呼びかけます。
- ・再生可能エネルギー利用に関する国などの支援（補助等）等について情報を収集し、情報提供を行います。

- ・市報やホームページ等で、地球環境問題に関する対策や取り組みの情報を提供し、普及・啓発に努めます。
- ・環境マネジメントシステムの導入を促進するため、事業者への情報提供や啓発を行います。

### ■省エネルギーの推進

- ・公共施設においては、冷・暖房に関して、省エネルギーを配慮した設定を図るとともに、市民・事業者等に対する奨励に努めます。
- ・エコドライブの徹底や、公共交通機関の積極的な利用を促進します。
- ・公用車の買い替え時等には低公害車の導入を図るとともに、市民・事業者に対して低公害車の普及に努めます。
- ・市のコミュニティバスについても低公害車による運行に努めます。
- ・公共施設においては、省エネルギー型商品を使うなど、環境に配慮したグリーン購入の推進に努めます。
- ・ESCO 事業<sup>\*</sup>の導入を検討します。

#### ※ESCO 事業

ESCO (Energy Service Company) 事業は、ビル (庁舎) や工場等の省エネルギー化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」等のサービスを「包括的に提供するサービス」です。これらのサービスを提供する際には、従来の環境を損なうことなく、省エネルギー化を実現し、その効果を保証する事業です。

- ・公共施設や市が管理する街路灯の電灯を LED に替えるなど、省エネルギーの率先した取り組みにより地域への省エネ意識の啓発を図ります。
- ・グリーンカーテンの設置及び屋上緑化を推進します。
- ・学校や地域での環境や省エネルギーをテーマとした教室や学習会の開催などを通して地球環境への理解、身近に利用するエネルギーに関する市民の意識と認識が深められるようにします。
- ・市主催のイベント等において、カーボン・オフセットを活用します。

### ■再生可能エネルギーの利用促進

- ・二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制のため、再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

### ■気候変動への適応

- ・気候変動やその影響等の情報提供を行うとともに、ヒートアイランド現象や集中豪雨等の影響に対応するための適応策を検討します。

## ■地球環境保全

- ・地球環境保全のため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、公共施設におけるフロン類の適正管理を推進するとともに、事業者に対しても適正管理の指導・推進に努めます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・電気・ガスの省エネルギーに心がけます。
- ・環境に配慮した省エネルギー商品等の購入に心がけます。
- ・公共交通機関を利用する、近くに移動する時は徒歩か自転車を利用するなど、温室効果ガスを可能な限り排出しないライフスタイルを実践します。
- ・冷暖房は省エネルギーに配慮した温度設定にし、日常生活において節電に心がけます。
- ・住居や工場などを新築・改築する際には、断熱や採光など積極的に省エネルギー型のものにするように努めます。
- ・温室効果ガス排出削減の観点から、ごみの排出抑制や分別の徹底に努めます。
- ・自動車の使用を自粛するよう心がけるとともに、自家用車や事業用自動車の買い替え時には、積極的に低公害車に転換するように努めます。
- ・自動車を利用する時は、エコドライブを心がけます。
- ・環境マネジメントシステムの導入に努めます。

## (2) スマートシティ（低炭素なまちづくり）の推進

### [課題]

- ・地域全体でのエネルギーの効率的な利活用

### [施策の方向性]

- ・地域全体でのエネルギーの効率的な利活用について検討します。
- ・再生可能エネルギーの有効利用に関する情報提供や普及・啓発に努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■普及・啓発

- ・スマートメーター（電力使用量を管理する次世代電力量計）など省エネルギーに結びつく機器に関する情報提供と普及啓発により、家庭での省エネルギーの実践を促進します。
- ・市報やホームページ等で、再生可能エネルギー利用を呼びかけます。

#### ■スマートシティの推進

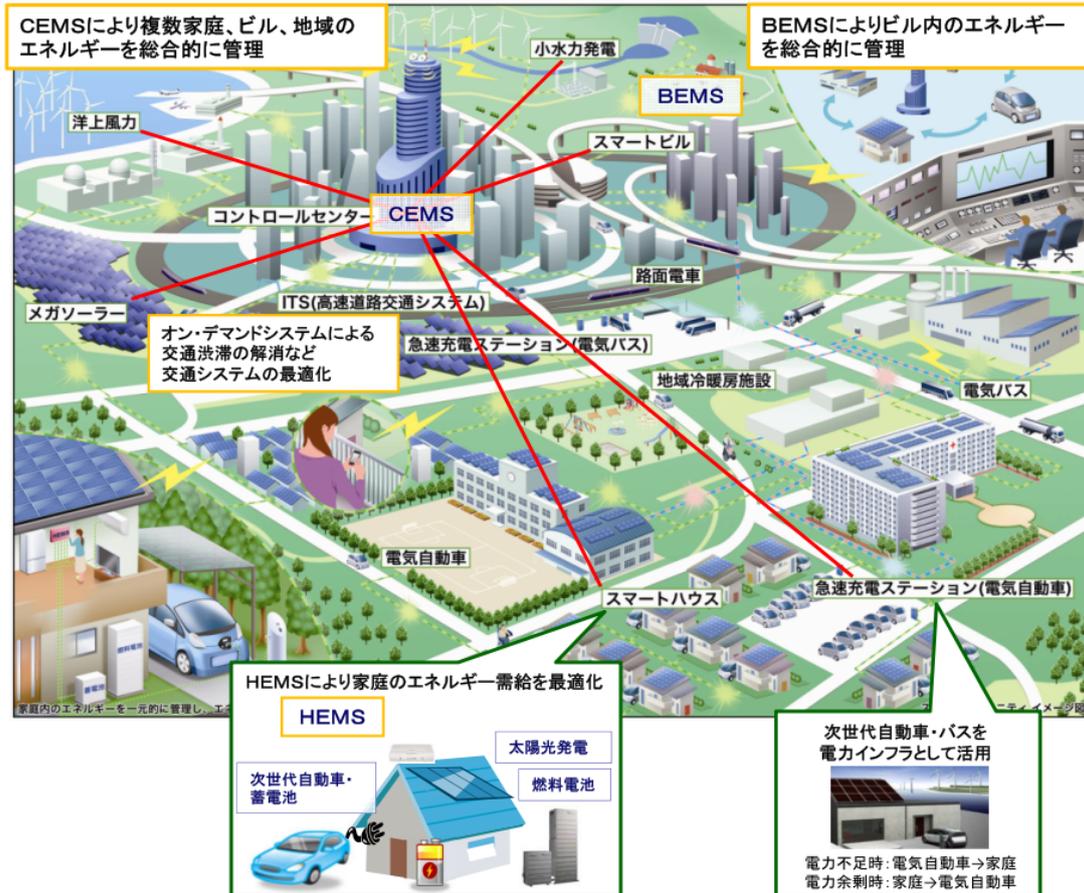
- ・スマートシティの推進に向けて、太陽光発電等の導入のための調査、検討を実施します。
- ・事業所やオフィスビル等について、BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入促進により、事業所やオフィスビル等の省エネルギー化を図ります。
- ・エネルギーマネジメントシステム（HEMS、MEMS）の導入促進により、家庭の省エネルギー化を図ります。
- ・分散型エネルギーシステムの構築を目指し、住宅や事業所への再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の設備の導入促進を図ります。
- ・都や事業者等との連携により、スマートシティの推進について働きかけていきます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・地域主体の再生可能エネルギーの利活用に協働で取り組みを検討します。

## スマートシティ

スマートシティとは、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムです。スマートシティを実現することで、太陽光などの再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えることができます。



【資料】経済産業省ホームページより

## スマートシティのイメージ

## Ⅱ 持続可能な循環型のまちを実現する（循環）

### （３） 廃棄物の発生抑制と減量化

#### [課題]

- ・ 廃棄物の発生抑制と減量化

#### [施策の方向性]

- ・ 5R（リフューズ：過剰包装を断るなどごみとなるものを作らない、リデュース：分別徹底等によりごみを出さない、リユース：使えるものは何度も再使用する、リペア：修理して長く使う、リサイクル：使えなくなったものを原料として再生利用する）の普及・啓発に努めます。
- ・ 家庭ごみ・事業系ごみの有料化を継続します。
- ・ 生ごみの堆肥化によるごみの減量をより一層推進します。
- ・ ごみの発生抑制と減量化に関する情報の充実に努めます。

#### [主な施策（行動指針）]

##### ■普及・啓発

- ・ 市報やホームページ等で、ごみ問題の啓発、ごみ減量・資源化等に関する情報提供を図ります。
- ・ 環境への負荷の少ない商品等の情報提供や再生品などの使用促進を図ります。

##### ■事業者との連携

- ・ 小売事業者への協力要請等により、レジ袋削減、マイバッグ運動を推進していきます。
- ・ 食品ロスの削減、食品廃棄物の発生抑制を働きかけます。

##### ■生ごみの減量

- ・ 生ごみの発生抑制、減量化を促進します。
- ・ 生ごみ処理機器購入費として、2分の1（3万円を限度）を助成します。

##### ■落ち葉の資源化

- ・ 雑木林等に出る落ち葉は腐葉土にし、市民等に配布するなど、資源化を図ります。

#### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・ごみの排出者であるという自覚をし、「もったいない」の気持ちで自らのライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制・減量化を心がけます。
- ・常に環境に配慮して、必要なものを必要な量だけ買い、すぐごみになるようなものは、買わないようにします。
- ・買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- ・商品は大切に、長く使うようにします。
- ・簡易包装の商品を買うように心がけます。
- ・小売業においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、リターナブル容器での販売、過剰包装の抑制等に取り組みます。
- ・エコマーク商品等、環境にやさしい商品を積極的に取り扱います。
- ・製造工程の技術開発などにより、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化など、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- ・市が行う啓発活動等に協力・連携し、ごみの発生抑制・減量化に努めます。

## (4) リサイクルの推進

### [課題]

- ・リサイクルの推進
- ・リサイクル率の向上

### [施策の方向性]

- ・ごみのリサイクル、リサイクル商品の利用を促進するため、市民・事業者等が行うリサイクル活動の支援に努めます。
- ・ごみの資源化、リサイクルに関する情報の充実に努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■普及・啓発

- ・市報やホームページ等で、リサイクルショップ等に関する情報提供を行い、利用促進を図ります。
- ・新しい情報提供のツールとして「ごみ分別アプリ」を運用しています。

#### ■事業者との連携

- ・ごみの資源化に向け、資源ごみ回収業者、資源化業者等との連携を図ります。
- ・資源化業者と連携し、資源化物として回収できる品目の拡大を検討します。
- ・市民が集積所に出した資源を守るため、資源化業者と連携して「GPS 調査」を行っていますが、資源の持ち去りの撲滅のためさらなる対策を検討します。

#### ■リサイクルの推進

- ・古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック等、集積所における資源回収量の増大に努めます。
- ・使用済み小型家電の回収事業等を通じて、市が主体となりリサイクルシステムの確立に向けた取り組みのさらなる推進を図ります。
- ・不燃・粗大ごみの再資源化を推進します。
- ・集団回収の拡大に向け普及啓発を進めます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・使い捨ての商品は買わず、リサイクルできる商品を買うようにします。
- ・リサイクル製品を購入・使用するよう心がけます。
- ・決められたごみの分別排出を徹底し、ごみのリサイクルを推進します。
- ・再生品を利用した製品の製造や販売に努め、環境負荷の低減に努めます。
- ・資源ごみは、必要に応じて洗浄するなど、速やかに資源化できるよう協力します。
- ・市が行う啓発活動等に協力・連携し、ごみの資源化に努めます。
- ・地域の資源集団回収に積極的に参加します。

## (5) 廃棄物適正処理対策

### [課題]

- ・ 廃棄物の適正処理

### [施策の方向性]

- ・ 産業廃棄物の適正処理・不法投棄の防止に努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■普及・啓発

- ・ 市報やホームページ等で、廃棄物の適正処理に関する情報提供を行い、啓発を図ります。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（いわゆる「廃棄物処理法」）に基づいて、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、自らの責任において適正に処理します。
- ・ ごみの違法な野焼き、ポイ捨て、不法投棄はしません。
- ・ 市が行う啓発活動等に協力・連携し、廃棄物の適正処理に努めます。

## Ⅲ 人とみどりが共に育つまちを実現する（共生）

### （６） 自然環境の保全・活用

#### ① 水辺空間の整備

##### [課題]

- ・水辺を本来の姿に
- ・水辺の緑化

##### [施策の方向性]

- ・澄んだ水、豊かな水といった健全な水循環と水質の回復に努めます。
- ・潤いを感じ、せせらぎが聞こえる水辺になる環境を整えます。
- ・河川と一体となった緑の景観とうるおいのある空間の形成に努めます。
- ・緑の保全と市民が親しめる場所として、緑の散歩道の推進に努めます。

##### [主な施策（行動指針）]

##### ■水質調査

- ・市内河川の水質調査を継続し良好な水質を保つように努めます。

##### ■積極的な支援

- ・市民団体等が実施する河川清掃などのボランティア活動を積極的に支援します。
- ・ボランティア活動の輪を広げるため、活動内容を市報等で紹介します。

##### ■水辺空間の利用

- ・河川の水辺空間の有効利用を図り、河川に沿って連続した緑陰を作り、水辺レクリエーション拠点の形成に努めます。

##### ■親水空間の創出

- ・河川や公園などの身近なところの親水空間の創出を図り、市民が水とふれあえる場の確保に努めます。
- ・清瀬金山緑地公園や金山調整池は柳瀬川回廊の中心的な場所となっていますが、有料駐車場を設置するなど、さらに多くの市民が親しめる空間の形成に努めます。
- ・多様な動植物が生息・生育できる水辺環境の創出に取り組みます。

##### ■緑の散歩道の推進

- ・緑地と歩道を整備し、「緑の散歩道」の充実に努めます。

### ■都と近隣自治体との連携

- ・河川やその周辺の環境を保全するとともに、人と水とのふれあいの場や親水護岸の整備など、潤いや安らぎのある水辺空間の創出に向けて、都や近隣自治体と連携していきます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・水辺の自然を大切にします。
- ・積極的に近くの川や湧水地に出かけ、水辺に親しむ機会を増やします。
- ・地域等で実施する河川清掃などに積極的に参加します。
- ・河川敷に川と水辺の動植物に悪影響を及ぼすような人工物を作りません。
- ・河川敷でイベントなどを行うときは、ごみを持ち帰ります。
- ・事業活動において、自然の生態系を乱すような生き物を河川などの自然環境に持ち込みません。

## ② 緑の保全・活用・創出

---

### [課題]

- ・緑の保全・回復

### [施策の方向性]

- ・緑を創出するため、公有・民有地の緑化や屋上緑化・グリーンカーテンなどについて普及・啓発に努めます。
- ・雑木林、屋敷林などの貴重な資源の保全に努めます。
- ・緑化を推進し、生物が育む緑豊かなまちになるよう努めます。
- ・緑の保全と市民が親しめる場所として、緑の散歩道の推進に努めます。
- ・農地を中心とする緑は、防災機能を重視し、貴重なオープンスペースとして保全に努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■普及・啓発

- ・市報やホームページ等で、清瀬市みどりの環境を作る条例における建築行為時などの緑化義務について周知します。

#### ■緑の保全・緑化

- ・武蔵野を表現する雑木林、武蔵野の暮らしを象徴する屋敷林などの貴重な緑の保全に努めます。
- ・住環境の整備に関する条例における開発事業について、緑化を指導していきます。

- ・地域に合った植栽樹種を選定し、統一感のある街路樹整備を進めます。

#### ■自然環境の維持・保全

- ・樹林を保全すべき地域を明確にし、保存樹林や緑地保全地区などの指定により自然環境の維持・保全に努めます。
- ・緑地の公有地化を図るために、「清瀬市緑地保全基金」を活用し、みどりの保全を図ります。

#### ■農業の推進

- ・生産緑地の保全を基本とし、農地を守り、農業の推進に努めます。
- ・農業を活性化するため、農産物の販売促進を図ります。
- ・市民が農業とふれあうことのできるよう、農地を市民農園などとして活用できるよう努めます。
- ・市民を対象とした農地の現地見学等を積極的に実施します。

#### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・公園や樹林地などの公共緑地の維持管理、保全に積極的に協力します。
- ・農地の保全を図るため、清瀬産の農産物を積極的に購入するなど、清瀬市の農業振興に協力します。
- ・庭やベランダなどにおいて、草花や樹木を植栽するなど、敷地内の緑化と維持管理に努めます。
- ・自社の敷地内の樹林や樹木などの緑地の保全に努め、建設工事の際には、できる限り既存樹木等を活用し、木を切らないようにします。
- ・花壇・屋上・壁面・生垣など自社の敷地内の緑化に努めます。
- ・自社敷地内の緑のスペースを市民に開放するよう努めます。
- ・援農システムの導入に努めます。
- ・学校等公共施設の緑化（グリーンカーテン）などの充実に努めます。

## (7) 生物多様性の保全

### [課題]

- ・生物多様性の保全についての意識の醸成
- ・生息空間の創出を図る

### [施策の方向性]

- ・生き物に配慮し、生き物にも住みよい環境づくりに努めます。
- ・生き物の生息域の保全・回復・維持管理・創出に努めます。
- ・ペットを大切にするため、動物愛護についての普及・啓発に努めます。
- ・緑化を推進し、生き物が育む緑豊かなまちになるよう努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■普及・啓発

- ・環境教育・環境学習、自然体験学習等、様々な機会を活用し、生物多様性の保全に関する情報提供を行い、市民の意識の向上を図ります。
- ・市報やホームページ等で、ペットの適正飼養、遺棄防止、動物愛護についての情報提供等に努めます。
- ・希少植物の盗掘防止に関する啓発を図ります。
- ・市報やホームページ等で、特定外来生物法（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）に関する情報提供を行い、特定外来生物に関する禁止事項の周知、啓発を図ります。
- ・市民、事業者、環境保全活動団体等と連携して自然環境の調査や生き物の実態調査を継続して行い、データを収集・整理するとともに、情報提供を行い生態系の保全に役立てます。

#### ■ホタルの観察

- ・清瀬金山緑地公園内でホタルの観察会については、引き続き行います。

#### ■生物の保護

- ・開発の際などには、生き物や生息地への影響を最小限にとどめるよう配慮します。
- ・河川や道路等の整備にあたっては、生態系に配慮するとともに、国や都に対しても生態系に配慮した手法を導入するよう働きかけていきます。

#### ■生物が住みやすい環境の創出

- ・失われつつある自然を回復するため、また、生き物が住みやすくなるよう、自然環境の維持とビオトープの創出に努めます。
- ・生き物が住みやすい環境を創るため、河川敷の植生の保全・植栽など、よりよい

環境づくりに努めます。

- ・今ある水や緑などを守り、生き物の生息域の保全に努めます。
- ・公園・緑地整備と連携し、生態系ネットワークの形成を進めます。
- ・環境保全活動団体等と連携し、生態系の適正な保全対策を進めます。
- ・市民や環境保全活動団体等による地域の環境保全活動を支援します。

#### ■外来生物対策

- ・特定外来生物に関する状況を把握し、適正な駆除を東京都からの技術的支援等を受け実施します。

#### ■生物多様性地域戦略の策定

- ・生物多様性の保全及び持続的な利用を推進するため、「生物多様性基本法」で策定が求められている「生物多様性地域戦略」の策定について検討します。

#### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・自然環境や生態系の理解や認識を深め、自然を保全するよう努めます。
- ・生態系を乱すような植物やペット動物の扱いに注意し、河川などの自然環境に持ち込みません。
- ・自宅の庭などにビオトープをつくるよう努めます。
- ・宅地開発や建築事業などの際には、地域の生き物の生息情報の収集を行い、生態系や生き物の生息域を保全するなど、自然環境や生き物へ悪影響を与えないよう配慮します。
- ・自然環境や生態系の理解や認識について、従業員に意識啓発などを行うように努めます。
- ・生態系に影響を与える恐れのある外来生物については、販売時に購入者に対して適切な取り扱いを周知します。
- ・河川敷に川と水辺の動植物に悪影響を及ぼすような人工物を作りません。
- ・事業活動において、自然の生態系を乱すような生き物を河川などの自然環境に持ち込みません。

## (8) 土地の効果的利用

### ① 緑との共存

#### [課題]

- ・ 緑と調和のとれたまちづくり
- ・ ふれあい農業の推進

#### [施策の方向性]

- ・ 既存商店街の活性化、にぎわいのある商業の充実を目指し、また緑を絶やさない良好な住宅環境の確保を図るよう努めます。
- ・ 地域の特性を活かした居住環境の形成に努めます。
- ・ 農業を活性化するため、「直売所」の立地の検討に努めます。
- ・ 農業を維持するには、農地を守り慈しむことが必要であるため、生産緑地の保全に努めます。

#### [主な施策（行動指針）]

##### ■地域特性を活かした住環境

- ・ 良好な住環境を形成している低層住宅地については、今後とも武蔵野らしい住環境を保全し、オープンスペースを備えた中高層住宅は、今後とも良好な環境を維持するように努めるとともに、建て替えの際には、周辺の土地利用と調和した居住環境の形成に努めます。

##### ■ふれあい農業の推進

- ・ 農業を活性化するには、農産物の販売促進が必要であり、そのために「直売所」の立地の検討に努めます。
- ・ 市民が農業とふれあうことのできるよう、農地を市民農園などとして活用できるよう努めます。
- ・ 市民を対象とした親子で楽しめる農業体験等を積極的に実施します。
- ・ 農地を保全し、農業を維持するために、農業経営者への支援に努めます。
- ・ 有機栽培、減農薬栽培等の付加価値の高い環境創造型農業の普及を図ります。

##### ■地元農業の活用

- ・ 学校給食の食材に地元生産物を使うなど、地元農業の活性化に努めます。
- ・ 農地を高齢者の農作業のレクリエーションの場や、学校農園として活用できるよう努めます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・ オープンスペースの確保には、積極的に協力します。
- ・ 住宅の新築・改築時には、できるだけ周辺の環境と調和に配慮した住宅作りに努めます。
- ・ 宅地開発や建築事業などの際には、周辺のまちなみとの調和、自然環境への影響を配慮します。
- ・ 消費者である市民として、農業との相互理解を深め、ふれあい農業の推進に積極的に協力します。
- ・ 農業の理解者として、農業者との連携を図り、地域農業の保全・活性化に積極的に協力します。
- ・ 農業の保全を図るため、清瀬産農産物を積極的に購入するなど、清瀬の農業振興に協力します。
- ・ 有機栽培、減農薬栽培等の環境創造型農業の推進に取り組みます。

## ② 公園の整備

---

### [課題]

- ・ 緑が豊かで快適なまちづくりのための公園づくり

### [施策の方向性]

- ・ 緑あふれるまちづくりのため、公園内の緑化を進めます。
- ・ 市内各地域には、その特性を考慮しながら、核となる公園を配置するよう、公園整備の推進に努めます。
- ・ 緑のネットワークの形成に努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■公園の緑化

- ・ 公園のみどりを守るため、「みどりの管理方針」及び公園ごとの「植生管理計画」を策定し、植生管理に努めます。

#### ■地域の特性を活かした公園整備

- ・ 市民の声を参考にし、地域の特性を活かした公園整備を推進するよう努めます。

#### ■ネットワークの形成

- ・ 緑の軸をもとにして、公園、水辺、ポケットパークなどを歩道によって、市内を循環する「緑の散策道」を形成し、魅力的な資源を結ぶネットワークの整備に努めます。

### ■公園の適正配置

- ・市内において、公園の少ない地区など、偏りを解消するため、公園の適正配置を計画的に進めていくように努めます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・公園の緑化の維持管理や、草取りなど、花や樹木の管理に積極的に協力します。
- ・公園づくりや公園整備などについて検討する場に進んで参加します。
- ・公園整備などの際には、市民・事業者としてできることを積極的に行っていきます。
- ・身近な公園や緑地の保全、美化活動に積極的に参加します。

## IV 安心・安全で快適なまちを実現する（安心・安全）

### （9）公害防止対策

#### [課題]

- ・環境基準の維持と環境基準の達成
- ・地下水の水質保全
- ・道路交通騒音の低減
- ・不適正な焼却行為撲滅
- ・「近隣公害」をなくすための近隣関係の形成

#### [施策の方向性]

- ・「環境確保条例」で取り上げている各種公害を未然に防ぐため、発生源を把握し、公害の低減に向けた指導に努めます。
- ・市民や事業者が円滑に日常生活や事業活動を営んでいくために、お互いが近隣住民の立場を尊重し、良好な近隣関係を形成するため、当事者間での円満な解決をめざし、適切な対応に努めます。

#### [主な施策（行動指針）]

##### ■普及・啓発

- ・微小粒子状物質（PM2.5）について適切な情報提供を行っていきます。
- ・市報やホームページ等で、市民の生活環境に対する意識の向上、生活マナーの向上に向けた啓発を行います。
- ・市報やホームページ等で、ペットの飼育に関するマナー向上に向けた啓発を行います。

##### ■調査

- ・大気調査、騒音・振動調査、水質調査、臭気調査等を継続し、環境調査の充実を図るとともに、緊急時の対応の周知など、市民の安全対策を推進します。
- ・国や都と連携し、総合的・広域的に対策を進めていきます。
- ・調査結果については、毎年度公表するとともに、関係機関に提供し、環境改善対策を働きかけます。

##### ■指導

- ・大気汚染防止法に規定する特定施設の維持管理の指導を行い、大気汚染の未然防止に努めます。
- ・交通量の多い道路は、道路改修などの環境改善に努めます。

- ・事業所や一般家庭における野焼き等の不適正な焼却行為などを監視し、その原因者に対しての指導を図ります。なお、例外的に認められる焼却についても、周辺地域に配慮するよう指導を図ります。
- ・市民や事業者が円滑に日常生活や事業活動を営んでいくため、お互いが近隣住民の立場を尊重し、良好な近隣関係を形成できるよう当事者間での円滑な解決を目指し、適切な対応に努めます。
- ・事業所・現場等からの騒音・振動・悪臭については、事業者による自主的な環境負荷低減を促進するとともに、法令や条例等に基づいた規制・指導を行い、事業者から発生する環境負荷の低減を図ります。

### ■自動車抑制の普及・啓発

- ・市報やホームページ等で、市民・事業者にノーカーデーやカーシェアリングなどの自動車の効率的な利用等の普及啓発に努めます。
- ・自動車から公共交通機関、徒歩や自転車への移動手段の転換を促進します。
- ・自転車と歩行者がお互いに安全で快適に通行できるよう対策に努めます。また、レンタル自転車の普及を促進します。
- ・アイドリング・ストップ等のエコドライブの普及啓発に努めます。
- ・公用車をリースするときには、電気自動車等の低公害車を計画的に導入するよう努めます。
- ・市が導入した車両を活用した PR 等により、ハイブリッド自動車、電機自動車等の環境性能の高い自動車の普及を促進します。
- ・自動車利用の抑制への取り組みの情報提供等に努めます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・自動車の利用を控え、自転車や公共交通機関（電車やバス）を利用するよう心がけます。
- ・自動車の購入時や買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車等の環境性能の高い自動車の購入を検討します。
- ・自動車の運転時には、不要なアイドリング（特に夜間）、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- ・風呂の水を再利用するなど、節水や排水の削減に努めます。
- ・生ごみや有害化学物質を下水道に流しません。
- ・河川に汚濁水、有害化学物質や農薬等を流しません。
- ・事業者は、水質汚濁に関する規制・基準を遵守し、水質汚濁事故の未然防止に努めます。
- ・事業者は、騒音・振動に関して、騒音・振動対策等の管理を徹底し、騒音規制法及び振動規制法の規制基準を遵守します。
- ・建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮するなど、

- 騒音・振動の発生防止に努めます。
- ・工場・事業場から発生するばい煙等については、発生抑制や適正処理、排出基準の遵守などの自主管理を徹底します。
  - ・廃棄物は規制等に従い適正に処理し、野焼きや炉による焼却は行いません。
  - ・公害に関する情報に関心を持つとともに、注意報や警報等の発令時における適切な対応について、都や市のホームページ等で確認します。

## (10) 化学物質による汚染防止対策

### [課題]

- ・市民が安心して暮らせるよう不安や疑問を解消する

### [施策の方向性]

- ・化学物質に関する科学的知見、特に身近な化学物質の化学的知見の情報の普及に努めます。
- ・市民が安心して暮らせるよう、不安や疑問を解消するための情報提供に努めます。
- ・化学物質を使用・保管・製造している工場・事業所等に対して、化学物質を適正に管理するよう法令などの周知徹底に努めます。
- ・有害性のある物質の使用の抑制を図ります。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■情報提供

- ・化学物質の調査を継続し、その情報提供を行います。
- ・日常生活に係わる化学物質に関する既知の情報提供に努めます。
- ・有害化学物質の取り扱い方法、使用や廃棄に伴い有害物質が排出される恐れのある商品等の情報を収集し、市民や事業者提供します。

#### ■適正管理・指導

- ・市報やホームページ等で、化学物質の取り扱い・排出・廃棄について、適切な管理を呼びかけます。
- ・PRTR 制度について、特定化学物質を使用・保管・製造している工場・事業所等に対し普及・啓発を図ります。
- ・適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導を行います。なお、対象事業者には毎年、定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や排出量の削減等を促します。
- ・光化学オキシダントの原因となる VOC（揮発性有機化合物）の使用削減と発生抑制について指導、啓発を行います。
- ・環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）など健康への影響が疑わしい物質を使用しないよう、普及・啓発に努めます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・有害化学物質が使用されている物の購入・使用を控えます。
- ・有害化学物質の発生原因となるごみの野外焼却はしません。
- ・農薬や溶剤等の化学製品の取り扱いには細心の注意を払うとともに、廃棄する場合には適正に処理します。

- ・有害化学物質を取り扱う事業者は、規制基準を遵守し、適正管理を徹底します。
- ・有害化学物質を取り扱う事業者は、有害化学物質の漏えい等による環境汚染を引き起こさないよう、事故防止策を徹底します。
- ・有害化学物質の使用量の抑制に努めるとともに、周辺環境への影響を配慮します。
- ・PRTR 制度に基づくデータの集計・公表を進めます。

## (11) 雨水等の対策

### [課題]

- ・衛生的な生活環境の確保・維持
- ・水循環の有効活用

### [施策の方向性]

- ・地下水のかん養と表流水の流出抑制を図るため、雨水の地下浸透や雨水貯留を推進します。また、雨水の再利用に努めます。
- ・地下水揚水量の抑制を図り、地下水位の確保に努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■普及・啓発

- ・廃食用油や食べ残しを流さないなど、家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- ・雨水利用など、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に向けた意識の向上を図ります。

#### ■公共下水道への接続

- ・公共下水道未接続世帯への接続に努めます。

#### ■雨水管の整備

- ・道路冠水を防ぐため、市全域で雨水幹線整備を行う計画を策定し、排水区単位での雨水管の整備を行っていきます。

#### ■雨水の流出抑制

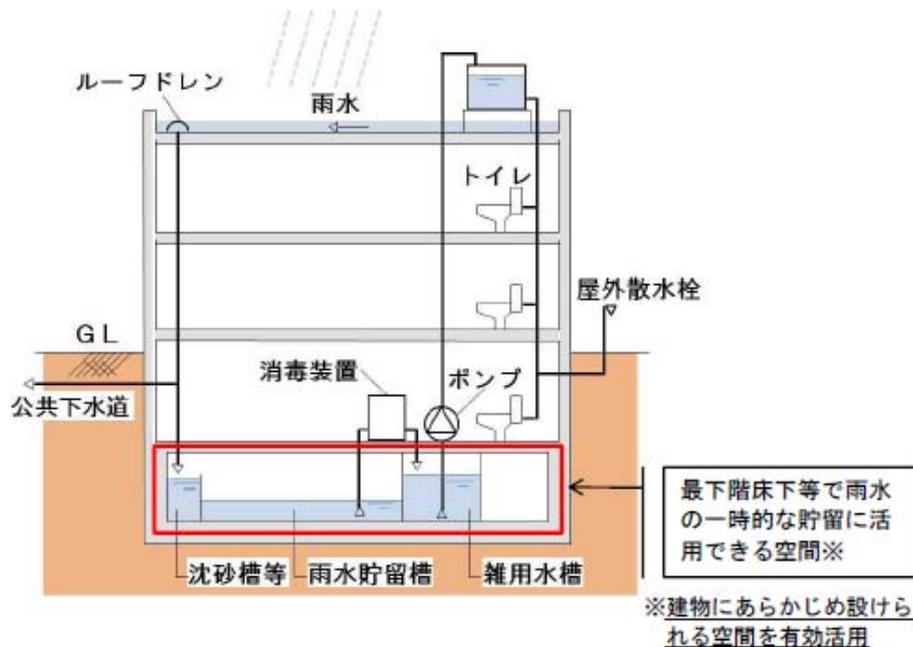
- ・雨水の流出量を抑制するために、公共施設等に雨水貯留・浸透施設の設置、さらには、一般住宅等に浸透マス設置の普及に努めます。
- ・事業者に対しては、雨水の流出抑制の指導に努めます。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・風呂の水を再利用するなど、節水や排水の削減に努めます。
- ・雨水管に雨水以外の生活排水を流しません。
- ・雨水タンクなど雨水貯留施設や雨水浸透マスを取り付けるよう努めます。
- ・雨水貯留施設や雨水浸透マスの清掃など適正管理を行うよう努めます。
- ・排水の水質管理を適正に行うよう努めます。
- ・水の再利用を工夫した生活をするなどして、その有効利用に努めます。
- ・地下水を使用する者は、揚水量を守り、地下水揚水量の抑制に努めます。

### 雨水の活用

建物や敷地内に降った雨水をタンクに貯留し、トイレの洗浄水や植木への散水など、水資源として有効に活用します。



【資料】国土交通省「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について」より

### 雨水利用施設のイメージ

### 雨水浸透施設

都市化によるアスファルト路面等の増加に伴い、地中に浸透する雨水の量が減少しています。また、近年では局地的な集中豪雨が増加しており、下水道管に雨水が集中することで、洪水や浸水被害を引き起こすこともあります。このため、雨水浸透施設を設置することで、雨水を地中に浸透させることが必要となります。



【資料】東京都「貴重な水資源の有効利用のお願い」より

### 雨水浸透施設

## (12) 美しいまちの創造

### [課題]

- ・都市景観・自然景観の保全

### [施策の方向性]

- ・緑と調和がとれた都市景観の形成に努めます。
- ・文化的資源や歴史的なまちの保全に努めます。
- ・文化的財産の保全に関する普及・啓発に努めます。
- ・「東京都景観条例」により、都市景観についての市民の意識を高めるなど啓発活動の推進に努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■地域の自然環境との調和

- ・都市計画事業や公共施設の建設等の際には、地域の特性を活かした景観の形成に努めるとともに、緑と樹木の保全を図ります。
- ・公共施設については、地域環境との調和を図っていきます。

#### ■景観的要素の保全

- ・市内にある緑と樹木、水辺、文化的財産などを積極的に守り、景観的要素の保全に努めます。
- ・景観保全に関する市の指針として、景観指針の策定を検討します。

#### ■普及・啓発

- ・伝統的行事の継承や文化的財産を保全するとともに、市民・事業者への文化的財産保護意識の向上と、その周辺地域の環境保全に関する普及・啓発に努めます。

#### ■ボランティア活動の支援

- ・地域で行う清掃・美化活動などのボランティア活動を支援します。

#### ■放置自転車対策

- ・放置自転車の撤去等の対策により、放置自転車の解消を図ります。

### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・歴史的遺産などの文化的財産を大切にします。
- ・地域のお祭りなどの伝統的行事に、積極的に参加するように努めます。
- ・緑や樹木、水辺などの景観的要素の保全に努めます。
- ・市民としてのモラルを自覚し、ポイ捨てはしません。

- ・家屋や建造物の新築や改築の際には、周辺の環境・景観に充分配慮するように努めます。
- ・工場などの敷地内には、可能な限り緑地帯を設けるように努めます。
- ・広告物や商品が道路を占有しないように努めます。
- ・地域と連携した清掃・美化活動など、美しいまちづくりに協力します。
- ・不法投棄、放置自転車、違反広告物の情報提供に協力します。
- ・空き家、空地の適正な維持管理を行います。

## (13) 道路・交通対策

### [課題]

- ・環境の視点で捉える
- ・車社会からの脱却
- ・市民のための交通安全対策

### [施策の方向性]

- ・道路のネットワーク形成の推進に努めます。
- ・公共交通網の整備に努めます。
- ・歩行者空間の整備に努めます。
- ・自動車の利用を極力控え、環境への負荷の少ない交通手段を使うよう、普及・啓発に努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■幹線道路の整備

- ・幹線道路の未整備路線については、沿道地域の特性や住環境に配慮して、騒音などの環境対策を進めながら整備するように努めます。

#### ■生活道路の整備

- ・農地が多く分布する地区においては、主要生活道路の配置を検討し、計画的な市街地の形成を図るよう努めます。
- ・歩道の安全性を考えた道路構造にするなど、すべての人にやさしい道路づくりに努めます。

#### ■自転車利用の推進

- ・環境負荷のない自転車の利用を推進し、自転車と歩行者がお互いに安全で快適に通行できるよう対策に努めます。
- ・自転車利用の促進のため、自転車駐車を計画的に整備していきます。
- ・自転車利用者への道路交通法の周知、マナー啓発により、安全で快適な自転車利用を促進します。

#### ■バスによるネットワークの形成

- ・都市計画道路の整備の進捗に合わせた、バスによる新たなネットワークの形成を図るよう努めます。
- ・コミュニティバス「きよバス」の運行体制の見直しを検討します。

**■歩行者に配慮した道路**

- ・既存道路の改修などの際には、バリアフリーに配慮した段差のない歩道の整備に努めるとともに、安全な歩行空間の維持・管理を推進します。
- ・新規の道路を整備する際には、ユニバーサルデザインを導入し、福祉の視点を取り入れた歩行者優先の道路づくりに努めます。
- ・街路灯や防犯灯の新たな設置及びLED化（照度改善）を進めます。

**[市民・事業者の取り組み（行動指針）]**

- ・できるだけ自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関（電車・バス）を利用するように努めます。
- ・自動車を運転する際には、安全運転に努めるとともに迷惑駐車をしません。
- ・歩行、自転車利用ともに、おもいやりとマナーの意識を持って、安全で快適な移動を心がけます。
- ・携帯機器を見ながらあるいは操作しながら歩いたり自転車に乗ったりする「歩きスマホ」や「ながらスマホ」などの迷惑行為や危険行為はしません。
- ・違法駐車、放置自転車の情報提供に協力します。
- ・事業者は、環境に配慮した車種を使用し、輸送の効率化に努めます。

## (14) 防災環境の整備

### [課題]

- ・災害に強いまちづくり

### [施策の方向性]

- ・災害時における市民の安全と安心を守るため、清瀬市地域防災計画を環境の側面から推進します。
- ・災害に強いまちづくりのため、市街地の整備を進めます。
- ・自然災害に対応するため、集中豪雨対策を進めます。
- ・自助・共助・公助をたばねた防災体制の強化を図ります。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■普及・啓発

- ・市報やホームページ等で、防災関係の情報提供を行い、防災意識の向上を図ります。

#### ■分散型エネルギーシステムの構築

- ・緊急時のエネルギー確保のため分散型エネルギーシステムの構築を目指し、住宅や事業所への再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の設備の導入促進を図ります。

#### ■木造住宅への対策

- ・木造住宅地域は、建物の不燃化を推進し、細街路の拡幅などを図ります。
- ・火災時の延焼を食い止めるための緑の帯を作るように努めます。

#### ■緊急車両の進入が困難な地域での対策

- ・緊急車両の進入が困難な地域においては、生活道路の整備、建物の不燃化・耐震化により、防災性の向上を図ります。
- ・木造住宅耐震改修等助成制度を継続して実施していきます。

#### ■オープンスペースの確保

- ・市内各地域の防災拠点となるオープンスペースを確保し、合わせて緑の保全・育成に努め、防災性の向上を図ります。

#### ■雨水管の整備

- ・道路冠水を防ぐため、市全域で雨水幹線整備を行う計画を策定し、排水区単位での雨水管の整備を行っていきます。

**■雨水の流出抑制対策**

- ・雨水の流出量を抑制するために、公共施設等に雨水貯留・浸透施設の設置、さらには、一般住宅等に浸透マス設置の普及に努めます。
- ・都市型水害対策や下水道への負荷の低減のため、道路の透水性舗装を進めます。
- ・事業者の雨水利用施設の整備を促進します。

**■防災活動拠点の強化**

- ・国や都と連携した情報連絡体制、市内避難所等の災害時における防災拠点との情報連絡体制を維持、強化していきます。
- ・自治会やマンションの管理組合等に対して、地域防災力を強化するため自主防災組織の登録を呼びかけていきます。

**■避難場所・避難ルートの整備**

- ・避難場所として、小中学校・公園等の公共施設を指定していますが、さらに、公園等の整備を行い、避難場所の確保に努めます。
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めます。
- ・避難ルート沿道については、建物の不燃化・耐震化を推進するとともに、避難時の安全性を確保するため、看板・広告塔・ガラス等の落下防止策を推進します。
- ・自主防災組織や自治会等と連携して、防災マップづくりや避難訓練の充実を図ります。

**■ライフラインの確保**

- ・避難時の食料・飲料水の円滑な供給ルートを確保するように努めます。
- ・災害時の生活環境の悪化を防ぐため、避難場所に仮設トイレが設置できるような体制づくりに努めます。また、避難場所の耐震化に努めます。
- ・災害時にも対応できる医療体制を確保するため、災害医療救護協議会を通じて医療機関と連絡調整を図ります。
- ・災害時の医療救護マニュアルの策定を検討します。

**■相互協力の要請**

- ・災害時の対応として、市民・事業者・災害ボランティアなどによる相互協力、自治体間の応援協定などの体制整備に努めます。

**[市民・事業者の取り組み（行動指針）]**

- ・日頃から、飲料水や食料等を備蓄するなど、災害に備えるようにします。
- ・市で実施する防災訓練に、できるだけ参加します。
- ・ブロック塀などの倒壊防止に努めます。

- ・地域での防災意識を高め、相互扶助に心がけます。
- ・災害時には、車の使用を控えるように心がけます。
- ・危険物など所有する事業者は、危険物を安全に保管・管理し、災害時の安全対策に努めます。
- ・避難場所として、有効なオープンスペースの確保に努めます。
- ・自然災害の防止に役立つ樹林地などの緑地の保全に努めます。

## V 環境に配慮した人と人との輪を実現する（協働）

### （15）環境教育・環境学習の推進

#### [課題]

- ・誰もが学べる場の整備
- ・環境学習の推進
- ・環境リーダーの育成

#### [施策の方向性]

- ・市民の誰もが学習できる場を整えるように努めます。
- ・学校教育・地域における環境学習を支援します。
- ・環境教育・環境学習を推進し、人材育成に努めます。
- ・市・市民・事業者が連携して、環境保全に取り組めるような、多角的な学習に努めます。

#### [主な施策（行動指針）]

##### ■施設の活用

- ・市民の誰もが学習できる場を整えるため、市内にある公共施設が活用できるように努めます。

##### ■生涯学習の推進

- ・子どもから大人まで市民みんなが学べる、生涯学習における環境学習の充実を図るよう努めます。
- ・ESD（持続可能な発展のための教育）※の視点を取り入れた環境教育・環境学習を推進します。

##### ※ESD（持続可能な発展のための教育）

環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題ととらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

##### ■市民参加の構築

- ・学校教育や自主活動などの相互の連携を図り、連携から培われる環境教育・環境学習の充実に努めます。
- ・学校において、学習指導要領に基づき、小学校、中学校等それぞれの発達段階に

応じた環境教育を行う中で、外部人材団体、施設等の活用・連携の推進を図ります。

#### ■支援の推進

- ・地域などで行っている環境学習について、支援に努めます。

#### ■教材の活用

- ・学校教育において、副読本などの教材を活用し、環境教育を推進するよう努めます。

#### ■環境リーダー

- ・市民や事業者などと連携し、地域の環境保全に関して豊かな知識を有し、また、行動力をも備えた人材を環境リーダーとして育成するよう努めます。
- ・環境リーダー養成講座を行い、次世代を担う人材を育成します。

#### ■環境学習講座

- ・市民だけではなく、中小事業者を対象とした環境学習講座を実施していきます。

#### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・市が実施する環境に関する講座や講演に積極的に参加して、環境について学習します。
- ・地域にある河川、緑地域、文化財などを積極的に散策し、地域の環境について知識を広めるよう努めます。
- ・地域や家庭でも環境学習に取り組み、積極的に行動するよう努めます。
- ・農地を市民農園として活用するなど、環境学習の場として利用することに協力します。
- ・環境に配慮した行動が取れるよう、職場内でも環境教育や環境学習の充実が図れるよう努めます。
- ・環境保全などに関する法令や規制基準を守ることはもとより、積極的に環境に配慮した事業活動を行うよう努めます。
- ・市が取り組むだけでなく、社内でも、環境保全リーダーを育成できるように努めます。
- ・事業者として、市や市民と連携を図り、環境保全について取り組むよう努めます。
- ・施設見学への対応、出前講座の講師など、地域の環境教育・環境学習の推進に協力します。

## (16) 環境情報の発信・共有

### [課題]

- ・環境情報の共有化

### [施策の方向性]

- ・環境情報は、市民に分かりやすく、また、市民の役に立つような提供に努めます。
- ・市民や事業者などが、環境保全について自発的に活動できるよう、環境情報の共有化と充実に努めます。
- ・環境情報の収集・整備・提供の体制づくりに努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■周知・普及・啓発

- ・環境に配慮した行動を促進するため、市報やホームページのほか、様々な媒体を活用して、最新の環境の現状や環境問題等の環境に関する情報を提供し、周知・普及・啓発を図るように努めます。

#### ■情報の提供

- ・環境保全に関する法令や取り組み指針、一般的な環境情報など、情報提供の内容を充実させるとともに、より効果的な情報発信の方法を検討します。
- ・環境負荷の少ない商品やサービスに関する情報を収集し、提供できるように努めます。
- ・放射性物質について、市民が正しい知識を持って冷静に行動できるよう情報提供に努めます。

#### ■連携による情報の提供

- ・身近な生活環境の情報や国や東京都などと連携し、環境保全活動に取り組んでい  
る団体などの環境情報を幅広く収集し、提供できるように努めます。

#### ■情報の活用

- ・環境の現状や環境保全の事例などを収集し、環境情報が市民・事業者、学校、地  
域において有効に活用されるように努めます。

#### ■環境情報のネットワーク化

- ・学校や図書館、地域市民センターなどの公共施設間において、環境情報のネット  
ワーク化が図れるように努めます。

#### ■相互の情報交流

- ・様々な人が環境に関する情報の収集や交換、交流などができる場を設けることで、市・市民・事業者・環境保全団体等が相互に情報交流ができるように努めます

#### **[市民・事業者の取り組み（行動指針）]**

- ・環境問題にかかわる知見を深め、一人一人が自らのライフスタイルを見直すように努めます。
- ・地域の環境情報や環境保全に関する意見など、積極的に市に提供します。
- ・インターネット等を活用して収集した環境情報を積極的に市に提供します。
- ・自らが実践している環境問題に関する取り組みや活動などについて、情報提供します。
- ・収集した環境情報を提供するなど、事業者間相互や市などと環境情報の交流を積極的に行います。
- ・事業活動における環境負荷低減のノウハウを積極的に情報提供します。
- ・環境の現状や環境に関する確かな情報を収集し、事業活動による環境への影響を考え、環境負荷の低減に努めます。

## (17) パートナーシップの構築

### [課題]

- ・市民・事業者・市の連携及び協力体制

### [施策の方向性]

- ・地球環境を視野に入れた環境保全活動を行うために、市民・事業者・市が連携・協力できる体制づくりに努めます。
- ・市・市民・事業者が各々の役割を担い、その責任を果たし、お互いに協働して実行・推進するように努めます。
- ・広域的な視点から、国、東京都、近隣市町村などとの連携による取り組みを進めるように努めます。
- ・市民・事業者の環境に関する取り組みを支援し、よりよいパートナーシップが構築されるように努めます。

### [主な施策（行動指針）]

#### ■各主体の連携

- ・市・市民・事業者が、環境保全に関わる共通の理解と認識を持ち、連携・協力しながら環境保全に取り組めるように努めます。

#### ■環境保全活動支援

- ・市民や環境保全団体が行う環境保全活動を支援し、環境行政への参画を促進するように努めます。

#### ■広域的な連携

- ・環境保全に関わる施策を推進していくために、国・東京都・近隣市町村などと連絡・協議や情報交換を行い、広域的な施策を検討し、相互の連携体制が構築できるように努めます。

#### ■情報の発信

- ・市報やホームページ等で、市の環境に関する取り組みなどをPRし、市・市民・事業者相互の連携意識を高めるように努めます。

#### ■周知・普及・啓発

- ・地球環境や国際的取り組みに関する情報を提供し、周知・普及・啓発を図ります。

#### ■市民・専門家の声

- ・環境行政に市民や専門家などの意見や提案を取り入れます。

#### [市民・事業者の取り組み（行動指針）]

- ・地域住民の協働により、環境保全活動ができるように努めます。
- ・他の地域の人達との交流を深め、環境保全活動などの情報交換に努めます。
- ・次世代を担う子どもたちが環境について学ぶため、環境教育、環境学習の場に参加させるように努めます。
- ・環境行政やまちづくり行政などに対して、積極的に意見や提案をします。
- ・市民・事業者として、様々な環境保全活動に積極的に参加するように努めます。
- ・事業者である前に地域の一員として、地域ぐるみで行われている環境保全活動に積極的に参加・協力し、従業員にも環境保全活動の参加を推進するよう努めます。
- ・地域環境と調和した事業活動を進めるとともに、自社の事業活動に関する環境情報を提供、公開するように努めます。
- ・事業者間の交流を積極的に行い、連携から生まれた環境保全活動などの情報を交換するように努めます。
- ・地域の環境保全活動が推進できるよう支援・協力を努めます。

## 第5章 計画推進体制の確立

ここでは、計画の推進主体と推進体制を示し、それぞれ主体の役割を明確にするとともに、計画を確実に実行していくための基本的な考え方や方法を掲げています。

### 1 計画推進のための協働

この計画は、市・市民・事業者といった全ての推進主体が、それぞれの役割を担い、その責任を果たすとともに、互いに協働して実行・推進していくものです。そして、これらすべての推進主体が協働することによって、より大きな効果が期待できるといえます。より一層の連携の下に、強いパートナーシップの形成が必要です。

#### [各主体の役割]

##### ■市の役割

- ・市で行うすべての施策を環境の保全・回復・創造を推進するという視点で捉えます。施策を総合的・計画的に推進するよう実施計画を立てます。必要に応じて市民と協働して委員会等で実施のための体制を整えます。
- ・事業（施策）の実施に当っては、環境負荷の低減に努めるなど、市が率先して環境保全の取り組みに努めます。
- ・市民・事業者などが取り組む環境保全活動が円滑に行われるよう支援し、地域の環境づくりの推進に努めます。
- ・環境情報の提供・交換を促進することにより、市民・事業者などの環境意識を高め、環境活動などへの参加を促進するように努めます。

##### ■市民の役割

- ・地域の環境保全活動に積極的に取り組むなど、身近なところから環境問題を考えるように努めます。また、市の施策にも積極的に協力するように努めます。
- ・日々の生活が環境へ負荷を与えていることを認識し、生活スタイルを自主的・積極的に見直し、環境にやさしいライフスタイルに転換するよう心がけます。
- ・最終的な評価をするのは市民である自分だといった認識を持ち、日ごろから環境に配慮した商品を購入するなど、市民としての自覚と責任を持って行動するよう努めます。

##### ■事業者の役割

- ・日々の事業活動が環境へ負荷を与えていることを認識し、より良い環境づくりをしていくために、市や市民と協働して清瀬市の環境づくりに取り組むように努めます。

- ・事業活動における環境負荷の低減はもとより、製品の開発・設計、生産・製造・販売などにおいては、環境にやさしく、また、環境に配慮した事業活動が持続できるように努めます。
- ・地域の環境保全活動に参加・支援するなど、地域の環境保全について積極的に取り組むように努めます。また、市の施策にも積極的に協力するように努めます。

## 2 計画の推進体制

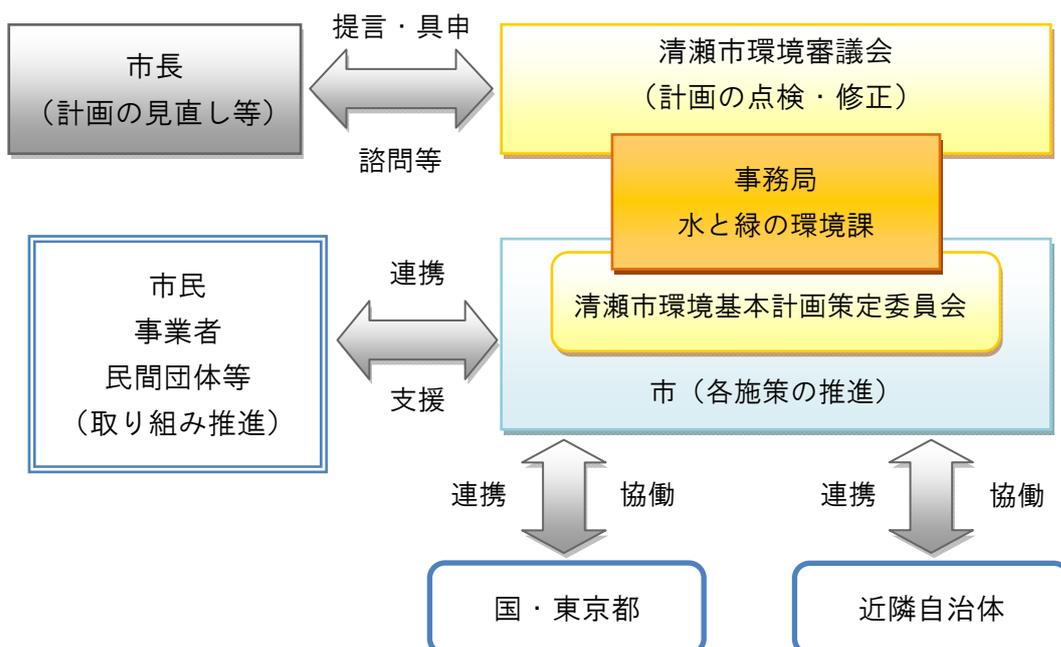
この計画に基づき、市は市民・事業者と協働して環境保全活動に取り組んでいきます。取り組みに当っては、清瀬市環境審議会、環境基本計画策定委員会において、それぞれの役割を担い、計画を推進していきます。

### ■庁内組織の設置

- ・市の事務事業の推進に当っては、この計画を効果的に進めるために、各所管課を対象とした横断的組織を庁内に設置し、密接した横のつながりによる連絡・調整を行い、市の環境施策を総合的に推進・調整していきます。

### ■職員一人一人の環境意識

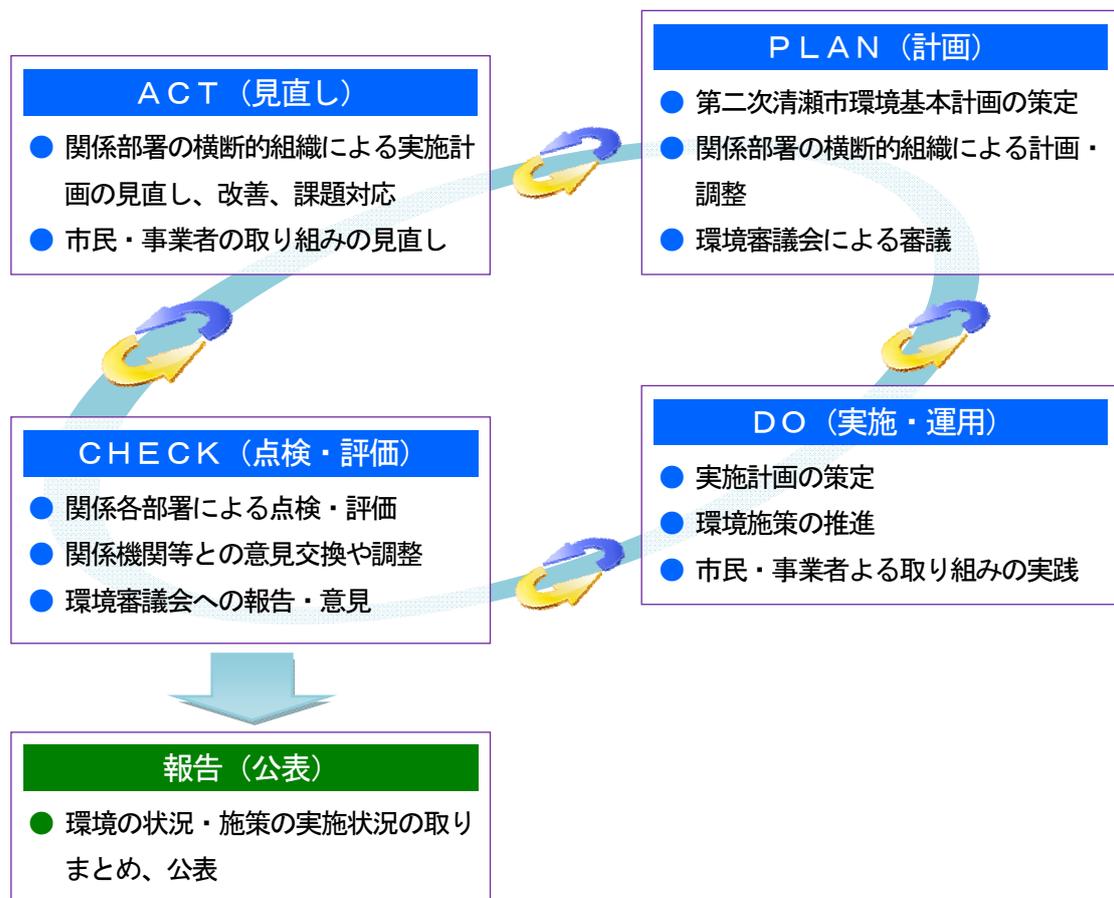
- ・市が率先して環境に配慮した施策に取り組むためには、日ごろから職員一人一人が高い環境意識を持つことが必要です。日常業務や日常生活はもちろん、地域社会においても環境に配慮できる、高い環境意識を持った職員を養成するよう努めます。



### 3 計画の進行管理

#### (1) 進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。本計画の進行管理として、PDCAサイクルを繰り返すことにより、事業の継続的な改善を図ります。



#### (2) 実施・運用、点検・評価、見直し

本計画で定めた施策については、年度ごとに実行計画を定めて実施し、その実施状況を定期的に点検・評価します。点検・評価の結果は、毎年度取りまとめて公表するとともに、その内容や成果を踏まえ、実行計画について適切な見直しを行っていきます。

また、平成37年までの10年間を対象とした計画ですが、市民・事業者の意見及び清瀬市環境審議会の意見を参考に、必要に応じて見直しを行います。

## 4 国や東京都、近隣市町村との連携・協働

大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの環境問題は、原因・影響が広範囲に及ぶものであり、一市だけで対応できるものではありません。従って広域的な取り組みが必要です。国や東京都、さらには近隣市町村と情報交換・人的交流についての調整をおこなうなど、連携・協働して環境問題に取り組むように努めます。

# 資料編



## 清瀬市環境審議会

## 1 委員名簿 任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

区分	氏名（敬称略）
市民	織田 祐輔
	大槻 義顯
	坂巻 真砂子
事業者	大川 利継
	田中 宏
市民団体の代表	○ 澁谷 桂司
	宮澤 とよみ
学識経験を有する者	◎ 石井 一行
	江口 直光
関係行政機関の職員	根本 弘
	齋東 由紀

◎会長、○副会長

## 2 審議経過

開催日時	審議内容等
平成27年度第1回清瀬市環境審議会 平成27年5月28日（木）	議題 (1) 会長、副会長の互選 (2) 清瀬市環境基本計画の策定について (3) 平成27年度清瀬市環境審議会運営計画（案）について (4) その他
平成27年度第2回清瀬市環境審議会 平成27年8月28日（金）	議題 (1) 清瀬市環境基本計画の諮問について (2) 調査結果（市民意識調査、環境の現状、施策実施状況）について (3) 基本目標及び施策の体系について (4) その他
平成27年度第3回清瀬市環境審議会 平成27年11月18日（水）	議題 (1) 第1回、第2回清瀬市環境審議会会議録の確認について (2) 清瀬市環境基本計画の素案について (3) その他

平成 27 年度第 4 回清瀬市環境審議会 平成 28 年 2 月 23 日（火）	議題 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 第二次清瀬市環境基本計画の答申（案）について (3) 第二次清瀬市環境基本計画実行計画（案）について (4) その他
--	--

### 清瀬市環境基本計画策定委員会

#### 1 委員名簿

氏名（敬称略）	所属部課
南 澤 志 公	企画部企画課
田 村 文 義	総務部総務課
伊 藤 淳 一	総務部防犯課
綾 乃 扶子	都市整備部まちづくり課
深 田 恵 一	都市整備部道路交通課
渡 邊 浩 志	都市整備部水と緑の環境課
佐 藤 徹	都市整備部下水道課
佐々木 秀 貴	都市整備部ごみ減量推進課
粕 谷 靖 宏	教育部教育総務課

#### 2 審議経過

開催日時	審議内容等
平成 27 年度第 1 回清瀬市環境基本 計画策定委員会 平成 27 年 5 月 21 日（木）	議題 (1) 環境現況調査について (2) 施策の実施状況について (3) アンケート調査票（案）について (4) 今後のスケジュールについて
平成 27 年度第 2 回清瀬市環境基本 計画策定委員会 平成 27 年 8 月 17 日（月）	議題 (1) 市民等の意識調査の結果について (2) 環境の現状分析・課題の整理について (3) 基本目標の設定について (4) 環境施策の体系について

平成 27 年度第 3 回清瀬市環境基本 計画策定委員会 平成 27 年 10 月 20 日（火）	議題 (1) 環境基本計画の素案の検討について
平成 27 年度第 4 回清瀬市環境基本 計画策定委員会 平成 28 年 1 月 25 日（月）	議題 (1) パブリックコメントの結果と対応に ついて (2) 第二次清瀬市環境基本計画（最終案） の合意について (3) 第二次清瀬市環境基本計画実行計画 （案）について (4) その他

## アンケート結果概要

### 1 調査の目的

本調査は、本市が環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となる新たな環境基本計画の策定にあたり、市民・事業者のご意見を伺うことを目的として実施しました。

### 2 調査の項目

#### (1) 市民アンケート

アンケート項目	設問の内容
属性	性別・年齢・職業・居住年数・居住地区
問1、2 市の環境について	居住地域の環境の改善度・満足度
問3 環境保全の取組	日常における取組の実施状況、取組意向
問4、5 環境セミナー、保全活動	環境保全活動への参加経験、参加意向
問6 市の取組について	より良い環境づくりのために市が取り組むべき施策
問7 調査結果の報告について	市がホームページで報告している調査結果の認知度
問8 環境教育、環境学習	環境教育、環境学習の進め方
問9 イベントの参加について	イベントへの参加経験、参加意向
問10 将来の環境	将来の清瀬市の環境のイメージ
問11 残しておきたい地域の資産	大切に残しておきたい場所や施設、風景、伝統行事
問12 自由意見	環境全般についての意見・要望など

#### (2) 事業者アンケート

アンケート項目	設問の内容
属性	業種・従業員数
問1 市の環境について	清瀬市の環境に対する考え、評価
問2 事業所と環境の関連について	事業活動と環境問題の関連
問3 環境に関する情報	環境保全に関する情報の取得状況
問4～問8 環境保全に関する取組	環境関連業務を担う部署の設置状況 ISO14001の認証取得状況、取得意向 環境保全に向けた取組の実施状況 環境保全に取り組むことの意味・認識 環境保全に取り組む上での問題・課題
問9 市の取組について	環境保全を進めるうえで市が取り組むべき施策
問10 市民の協力について	市民に協力を求めたいこと
問11 自由意見	環境全般についての意見・要望など

### 3 調査の対象

#### (1) 市民アンケート

無作為に抽出した20歳以上の市民2,000人

#### (2) 事業所アンケート

市所有資料から無作為に抽出した清瀬市内の200事業所

### 4 調査の実施方法

実施期間：平成27年6月29日（月）～7月17日（金）

配布及び回収方法：郵送配布、郵送回収

### 5 回収結果

	送付数	回収数	回収率
市民	2,000	682	34.1%
事業所	200	35	17.5%

## 環境基準一覧

### 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

### ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

## 水質汚濁に係る環境基準

## 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

## 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

## 騒音に係る環境基準

地域 類型	該当地域	地域の区分	基準値	
			昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50dB以下	40dB以下
A	低層住居専用地域 (第1種、第2種) 中高層住居専用地域 (第1種、第2種)	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	住居地域(第1種、第2種) 準住居地域	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	一般の地域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

※AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

基準値	
昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

## 要請限度

### 自動車騒音要請限度

区域	該当地域	地域の区分	基準値	
			昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から6時)
a	低層住居専用地域 (第1種、第2種)	1車線を有する道路 に面する区域	65dB	55dB
	中高層住居専用地域 (第1種、第2種) (AA地域を含む)	2車線以上の道路に 面する区域	70dB	65dB
b	住居地域(第1種、 第2種)	1車線を有する道路 に面する区域	65dB	55dB
	準住居地域 用途地域の定め ない地域	2車線以上の道路に 面する区域	75dB	70dB
c	近隣商業地域、商業 地域、準工業地域、 工業地域	車線を有する道路 に面する区域	75dB	70dB

幹線交通を担う道路に近接する区域については、次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から6時)
75dB	70dB
備考 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の境界線から20mまでの範囲をいう。)	

### 道路交通振動要請限度

該当地域	基準値	
	昼間 (6時から22時)	夜間 (22時から6時)
低層住居専用地域(第1種、第2種)、中高層住居 専用地域(第1種、第2種)、住居地域(第1種、 第2種)、準住居地域	65dB	60dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70dB	65dB

## 清瀬市環境基本条例

平成 18 年 3 月 31 日条例第 4 号

私たちのまち清瀬は、武蔵野台地の北端に位置する市民都市であって、都心からわずか 25 キロメートル圏にありながら、他の周辺都市に比べ良好な農地が広く生産緑地として分布しています。

更に、武蔵野の面影を残す雑木林等の緑が数多く残り、市内を流れる柳瀬川、空堀川、野火止用水等の河川などと共に豊かな自然環境を醸し出してきました。

しかし、めざましい経済発展によって手にした豊かで便利な生活と引き換えに、空気や水の汚れ、緑の減少など、かつてない環境への負荷がもたらされるようになりました。

私たちは、豊かな緑や河川の環境など、先人から受け継いだ貴重な財産を次世代に残しながら、人と自然と都市とが共存し、すべての市民の協働のもとで、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、ここに条例を制定します。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、清瀬市（以下「市」という。）の環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって、市民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 循環型社会 資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源及びエネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分を図るなど、社会経済システムにおける物質の循環を確保することにより、環境への負荷が低減された社会をいう。

(2) 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環型社会を基調とした環境への

負荷の少ないまちを目指して、すべてのものが協働することによって行うものとする。

- 3 環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 3 市は、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資

するために必要な情報の提供に努めなければならない。

- 3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じなければならない。

- 4 事業者は、環境の保全等に関する学習及び活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境基本計画

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、清瀬市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的施策の方向性
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ清瀬市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての調整等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(情報の収集等)

第9条 市は、環境の保全等に資するため、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が循環型社会の形成及び環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する学習活動を推進するものとする。

(自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者又はこれらの者で構成する団体による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に努めなければならない。

(国、東京都等との協力)

第12条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第13条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に必要な施策を推進するものとする。

### 第4章 清瀬市環境審議会

(清瀬市環境審議会の設置)

第14条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議するため、清瀬市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全等についての基本的な事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

2 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

## 清瀬市環境審議会規則

平成 18 年 3 月 31 日規則第 17 号

改正 平成 24 年 3 月 28 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清瀬市環境基本条例（平成 18 年清瀬市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づき、清瀬市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第 2 条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 市民団体の代表
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第 5 条 審議会は、審議事項に関して必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、又は説明を求め、若しくは資料を提出させることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、都市整備部水と緑の環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 24 年 3 月 28 日規則第 13 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 清瀬市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 3 月 30 日訓令第 34 号

(設置)

第 1 条 清瀬市の環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、清瀬市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するにあたり、清瀬市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 清瀬市環境基本条例（平成 18 年清瀬市条例第 4 号）第 7 条第 2 項各号に掲げる事項について検討及び協議を行うこと。
- (2) 前号の結果を報告書に取りまとめ、市長に報告すること。

(組織)

第 3 条 市長は、別表に掲げる者を委員として委員会を組織する。

- 2 委員会は水と緑の環境課長を委員長とし、副委員長に企画課長を充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員がやむを得ず出席できないときは、

当該委員の所属する課の職員が、当該委員を代理して会議に出席することができる。

- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めて説明及び意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第 5 条 委員会は、第 2 条第 2 号に規定する報告をもって解散する。

(庶務)

第 6 条 委員会に関する庶務は、都市整備部水と緑の環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

企画部企画課長
総務部総務課長
総務部防災防犯課長
都市整備部まちづくり課長
都市整備部道路交通課長
都市整備部水と緑の環境課長
都市整備部下水道課長
都市整備部ごみ減量推進課長
教育部教育総務課長

## 用語集

### あ 行

---

#### ■アイドリング・ストップ

荷物の積み降ろしや停車中に自動車のエンジンを停止することです。二酸化炭素の排出を削減できます。

#### ■温室効果ガス

大気中には、太陽から地球へ降り注ぐ光のエネルギーを通し、地面から放射される赤外線熱を吸収するガスがあります。こうした性質をもつガスは、地球の平均気温を温室のように一定に保つ役割を果たして「温室効果ガス」と呼ばれており、主な温室効果ガスには二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン類などがあります。人間の活動によって、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化の原因となっています。

#### ■雨水浸透マス

雨水を地下に浸透しやすくするため、底面に砂利を敷き、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる柵のことです。

#### ■エネルギーマネジメントシステム

電力使用量の「見える化」や各設備の電力制御等により、エネルギーの一括管理を行うシステムです。

管理対象によって、住宅向け（HEMS）、ビル向け（BEMS）、マンション向け（MEMS）、工場向け（FEMS）、これらを含んだ地域全体のCEMS等があります。

### か 行

---

#### ■カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けること

ができないCO<sub>2</sub>排出量について、できる限り削減努力を行ったうえで、どうしても排出される分を排出量に見合った削減活動に投資することなどにより、埋め合わせするという考え方のことです。

#### ■環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもので、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるものです。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下の3つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められています。

#### ■環境ホルモン

環境ホルモン物質とは、日本で使われている造語で正しくは、「外因性内分泌かく乱化学物質」と表されます。本来、ホルモンは、体内で作られて生体機能の調節や制御といった働きをする物質ですが、環境ホルモン物質は、体外の環境中に存在して、体内に取り込まれると本来のホルモンと同じように働き、その正常な作用を妨げる作用があります。

#### ■環境マネジメントシステム

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指します。平成4年（1992年）の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、平成8年（1996年）9月に環境マネジメントの国際規格

「ISO14001」などが定められました。

環境マネジメントシステムの内容としては、(1)方針の作成、(2)目的・計画の作成、(3)実施・運営、(4)点検・是正、(5)見直しといった組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を目的としています。

#### ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に必要性をよく考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境に配慮したものを率先して購入することです。

#### ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質です。日ざしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがあります。光化学スモッグの原因物質の一つです。

#### ■コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させる熱電供給システムのことです。「Co(ともに)」と「Generation(発生)」の意味)。発電の際に生じる排熱を冷暖房・給湯・工場の熱源などに利用するため、電気と熱の無駄が少ない、エネルギー効率の高いシステムです。

### さ 行

#### ■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことです。

#### ■循環型社会

ごみをなるべく出さず、ごみをできるだけ資源として使い循環させ、使えないごみはきちんと処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。

#### ■生産緑地

都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の一種です。市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している500㎡以上の土地を生産緑地として区市町村が指定した地区のことです。原則的には、指定後30年間は変更できませんが、主たる農業従事者の死亡等により、農業を継続することが困難となった場合には解除することができます。

#### ■生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目です。微生物が多いほどBODは高くなり、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、生物の生息環境が悪化しやすくなります。

#### ■生物多様性

地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在しています。

生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることを言います。

た 行

#### ■ダイオキシン類

高毒性有機塩素化合物を総称してダイオキシン類と呼びます。ポリクロロビフェニール (PCB) やヘキサクロロベンゼンのような芳香族塩素化合物は、燃焼にあたり酸化されてダイオキシン類を生成するため、産業廃棄物やごみの焼却に伴う環境汚染の一因になっています。

#### ■低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車で、燃料電池自動車、電機自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などがあります。

#### ■適応策

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことが「緩和策」です。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物による CO<sub>2</sub> の吸収源対策などが挙げられます。

これに対して、既に起こりつつある気候変動の影響や被害を最小限にとどめることが「適応策」であり、雨水利用の促進、道路の透水性舗装、渇水対策、農作物の新種の開発、熱中症の早期警告インフラ整備などが例として挙げられます。

平成 27 年 11 月には、政府全体としての「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されています。

#### ■特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されるもので、アライ

グマやヌートリア、オオクチバスやブルーギルなどが指定されています。特定外来生物に指定されたものについては、飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されています。

は 行

#### ■バリアフリー

障害のある人々が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となっているものを除去することで、もともとは建築用語から発しています。建物内の段差の解消等、建築上の障壁や社会的、制度的、心理的な障害を除去し、障害者が自由に社会参加できるようなデザインを考えることです。

#### ■ヒートアイランド

都市部にできる局地的な高温域のことです。都市活動により大量の熱エネルギーが放出され、地面はアスファルトやコンクリート等に覆われているため、水分の蒸発による温度低下が望めず、また、日射量を蓄熱してこれを夜間に放出するため、夜間の気温が下がらない状態になります。

この結果、郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれます。

#### ■ビオトープ

「Bio(生物)」と「Tope(場所)」との合成語で「生物生息空間単位」のことです。

野生の生き物の生息可能な自然環境を復元するための理論で、20 年ほど前にドイツで用いられはじめた用語です。生態系は、動植物の食物連鎖とその周りの空気や水など無機的な環境を合わせた総合的なシステムを言いますが、ビオトープは、自然環境を保全あるいは創造する際の基本となる単

位であると同時に、野生生物の生息空間を意味します。

#### ■PCB（ポリ塩化ビフェニル）

有機化合物の一つで、ポリ塩化ビフェニルの略称です。絶縁性が高いなど電気的特性に優れ、熱、酸、アルカリなどに非常に安定なため、絶縁油、熱媒体、塗料に使用されていましたが、微生物や光による分解を受けにくく、生物体にたやすく取り込まれ残留性が高く、慢性毒性が強いことから、昭和47年に生産が中止されました。

#### ■PRTR制度

環境汚染物質排出移動登録制度のことです。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みのことです。

#### ■微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

粒径が $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ （マイクロメートル） $=1\text{mm}$ の千分の1）以下の粒子状物質。PMは、「Particulate Matter（粒子状物質）」の頭文字。肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられています。

#### ■フロンガス

塩化フッ化炭化水素類の総称です。フロンガスは、化学的に安定している上に人体に無害であるため、冷蔵庫の冷媒、カーエアコン、エアゾール製品の噴射剤に使用されてきました。しかし、成層圏に上がると強い太陽光線で分解され、塩素を放出し、オゾンと反応してオゾン層を破壊するとい

われており、ウィーン条約やモントリオール議定書により、国際的な枠組みで生産規制などが実施されています。

#### ■分散型エネルギーシステム

大規模な発電設備からの供給による従来の集中型のシステムに対し、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどのように、地域ごとにエネルギーをつくり、その地域内で利用していく仕組みのことです。供給時の電力ロスの低減や災害発生時に電力ネットワークが停止した際の電源供給源の役割を果たすことが期待されています。

#### や 行

##### ■要請限度

騒音（振動）規制法において、市町村長が指定区域内における道路交通騒音（振動）レベルを低減するために、測定結果に基づき、道路管理者や関係行政機関の長に意見を述べ、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による対策を講じるよう要請するための判断基準のことです。

#### ら 行

##### ■緑被率

一般には、ある地域または地区において緑被地の占める割合を言います。緑被地とは、樹林地、草原、田、畑などの土地を総称している場合と、樹木、芝、草原などで覆われた土地（樹木の場合、その枝葉を水平面に投影した土地）の部分のみをいう場合があります。緑被率は、環境計画の策定や地域の緑化を図るうえで重要な指標になります。





## 第二次清瀬市環境基本計画

発行 平成 28 年3月

編集 清瀬市 都市整備部 水と緑の環境課

〒204-8511 東京都清瀬市中里 5 丁目 842 番地

TEL 042-492-5111

FAX 042-492-2415